

令和5年度

長野市の
商工・雇用概要
(別冊)

長野市商工観光部商工労働課

7 商工関係条例・規則等

(1) 共 通

① 長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(平成27年 3月27日長野市条例第3号)

改正	平成27年 7月 1日 条例第39号	平成28年 3月30日 条例第 1号
	平成28年 6月30日 条例第38号	平成29年 3月30日 条例第 3号
	平成30年 3月28日 条例第 1号	平成30年12月20日 条例第48号
	平成31年 3月29日 条例第 2号	令和元年12月20日 条例第45号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等に関し、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を設置し、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、附属機関の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 附属機関は、必要に応じて市長等に意見を述べることができる。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が必要と認める者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

(特別委員及び専門委員)

第4条 附属機関に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があると認めるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは専門委員を置くことができる。

- 2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者等のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長等（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関は、会長等が招集し、会長等が会議の議長となる。

- 2 附属機関は、委員（議事に関係のある特別委員が置かれている場合にあつては、当該委員を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員（議事に関係のある特別委員が置かれている場合にあつて

は、当該委員を含む。)の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

4 附属機関は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会等及び議決の特例)

第7条 附属機関に、特定又は専門の事項に係る調査及び審議のため必要に応じて部会、専門分科会又は小委員会(以下「部会等」という。)を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会等について準用する。

3 別表の1に規定する長野市青少年健全育成審議会においては、長野市青少年保護育成条例(平成14年長野市条例第37号)第16条第1項に規定する事項に係る部会等の審議は、同審議会が行ったものとみなす。

(守秘義務)

第8条 附属機関の委員(特別委員及び専門委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(長野市行政改革推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 長野市行政改革推進審議会条例(平成15年長野市条例第3号)
- (2) 長野市公共施設適正化検討委員会条例(平成26年長野市条例第34号)
- (3) 長野市総合計画審議会条例(平成14年長野市条例第4号)
- (4) 長野市都市内分権審議会条例(平成17年長野市条例第3号)
- (5) 長野市特別職報酬等審議会条例(昭和41年長野市条例第23号)
- (6) 長野市住宅対策審議会条例(昭和42年長野市条例第37号)
- (7) 長野市住居表示審議会条例(昭和42年長野市条例第1号)
- (8) 長野市予防接種健康被害調査委員会条例(昭和54年長野市条例第17号)
- (9) 長野市学校給食センター等運営審議会条例(昭和42年長野市条例第8号)
- (10) 長野市教育支援委員会条例(昭和47年長野市条例第24号)
- (11) 長野市文化芸術振興審議会条例(平成21年長野市条例第39号)
- (12) 長野市青少年健全育成審議会条例(昭和60年長野市条例第14号)
- (13) 長野市消防委員会条例(昭和42年長野市条例第18号)

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に次の表の左欄に掲げる附属機関又は合議体(以下「旧附属機関等」という。)にされた諮問等で、この条例の施行の際当該諮問等に対する答申等がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関(以下「新附属機関」という。)にされた諮問等とみなし、当該諮問等について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附則第2項各号に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で左欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
施行日前に存する合議体	別表に掲げる附属機関で左欄に掲げる合議

4 この条例の施行の際現に旧附属機関等の委員である者は、施行日に、それぞれ新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員のそれぞれの任期にかかわらず、施行日における旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長等が別に定める。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

6 長野市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年7月1日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(長野市食育推進審議会条例の廃止)

2 長野市食育推進審議会条例(平成20年長野市条例第28号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に従前の長野市健康づくり推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定により長野市健康増進・食育推進審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例別表の1長野市健康増進・食育推進審議会の項の規定にかかわらず、同日における従前の長野市健康づくり推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行に伴い新たに委嘱される長野市健康増進・食育推進審議会の委員の任期は、新条例別表の1長野市健康増進・食育推進審議会の項の規定にかかわらず、前項の規定により長野市健康増進・食育推進審議会の委員に委嘱されたものとみなされた者の長野市健康増進・食育推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 長野市特別職の職員の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年6月30日条例第38号)

この条例は、平成28年7月20日から施行する。

附 則(平成29年3月30日条例第3号)

この条例は、平成29年5月15日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例中別表の1長野市放課後子ども総合プラン推進委員会の項の次に次のように加える改正規定は平成30年4月1日から、その他の規定は同年6月1日から施行する。

(長野市産業振興審議会条例の廃止)

- 2 長野市産業振興審議会条例（平成17年長野市条例第91号）は、廃止する。
（長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 3 長野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（長野市農業振興条例の一部改正）
- 4 長野市農業振興条例（平成26年長野市条例第68号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附 則（平成30年12月20日条例第48号）
この条例は、平成31年1月1日から施行する。
附 則（平成31年3月29日条例第2号）
この条例は、平成31年6月7日から施行する。
附 則（令和元年12月20日条例第45号）
この条例は、令和2年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、住居表示整備事業に関する事項について調査及び審議すること。	18人以内	2年
長野市廃棄物処理施設設置審査会	市長の諮問に応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する生活環境の保全に関する事項について調査及び審議すること。	6人以内	2年
長野市商工振興・雇用促進審議会	市長の諮問に応じ、商業及び工業の振興並びに雇用の促進に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市観光振興審議会	市長の諮問に応じ、観光の振興に関する事項について調査及び審議すること。	14人以内	2年
長野市青少年健全育成審議会	市長の諮問に応じ、青少年の健全育成及び保護育成に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年

2 教育委員会の附属機関 略

3 市長等の附属機関 略

② 長野市商工業振興条例 (昭和57年3月30日長野市条例第23号)

改正	昭和59年3月30日条例第25号	昭和60年3月30日条例第10号
	昭和61年9月30日条例第34号	昭和62年3月30日条例第18号
	平成元年3月30日条例第17号	平成2年3月30日条例第17号
	平成3年3月30日条例第17号	平成4年3月30日条例第15号
	平成5年3月30日条例第16号	平成6年3月30日条例第13号
	平成7年6月30日条例第42号	平成8年3月28日条例第14号
	平成10年3月30日条例第12号	平成11年3月30日条例第20号
	平成12年3月30日条例第25号	平成12年9月29日条例第52号
	平成14年3月29日条例第15号	平成16年3月30日条例第18号
	平成16年12月28日条例第103号	平成18年3月30日条例第19号
	平成21年12月28日条例第99号	平成22年3月30日条例第15号
	平成23年3月30日条例第9号	平成27年3月27日条例第19号
	平成28年9月30日条例第55号	

(目的)

第1条 この条例は、商工業者の育成と企業立地の促進を図るため、必要な助成を行い、もつて商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体及び同条第2項に規定する中小企業団体中央会、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会その他市長が特に認める団体をいう。

(助成金)

第3条 市長は、次の各号に掲げる事業について、助成金を交付するものとする。

- (1) 高度化及び店舗近代化事業
 - ア 高度化事業
 - イ 店舗近代化事業
- (2) 事業所等設置事業
 - ア 工場等設置事業
 - イ 事業所設置事業
- (3) 工場用地等取得事業
- (4) 雇用創出企業立地支援事業
 - ア 事業所等常用雇用者創出事業
 - イ 指定地域事業所等常用雇用者創出事業
 - ウ 事業所等改修事業
- (5) 公害防止施設設置事業
- (6) 環境整備事業
 - ア 商店街環境整備事業
 - イ 電灯料助成事業
 - ウ 商店街駐車場設置事業
 - エ 工場等緑化事業
- (7) 商店街事務局職員雇用事業
- (8) 販路拡張及び技術向上事業
- (9) 商店街活性化計画策定事業

2 前項に掲げる事業の内容、助成率等は、別表のとおりとする。

(助成金の選択)

第4条 前条第1項第1号ア及び第6号アに掲げる事業について重複して助成金の交付を受けることができる者は、そのいずれか一を選択しなければならない。

(便宜供与)

第5条 市長は、次の各号に掲げる事項について便宜を供与することができる。

- (1) 公共的施設その他立地条件の改善整備に関する事項
- (2) 資金の融資あつせんに関する事項
- (3) 用地のあつせんに関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(工場用地の基盤整備)

第6条 市長は、工場立地を促進するため市が造成を行う工場用地に直接関連する公共的施設で次の各号に掲げるものについて、その整備を図るものとする。

- (1) 基幹道路
- (2) 排水施設
- (3) 公園及び緑地
- (4) その他特に必要と認めるもの

2 市長は、規則で定める団体等が工場用地を造成したときは、前項に規定する公共的施設の整備に要する経費について助成するものとする。

(指導助言)

第7条 市長は、中小企業者及び中小企業団体が経営の合理化、近代化等を図るため指導助言を求めたときは、これらを行うものとする。

(助成の取消し等)

第8条 市長は、第3条に規定する助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の対象となつた事業の全部又は一部を中止したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(理由の提示)

第9条 市長は、助成金の交付の決定を取り消すときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(長野市行政手続条例の適用除外)

第10条 助成金の交付に関する市長の処分については、長野市行政手続条例（平成7年長野市条例第41号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(長野市商工業振興条例の廃止)

2 長野市商工業振興条例（昭和45年長野市条例第17号）は、廃止する。

(豊野町の編入に伴う経過措置)

3 豊野町の編入の日前に豊野町商工業振興条例（平成7年豊野町条例第10号。以下「豊野町条例」という。）の規定により豊野町長が行つた事業所設置事業の事業認定に係る補助金の交付については、この条例の規定にかかわらず、豊野町条例の例による。

(信州新町の編入に伴う経過措置)

4 信州新町の編入の日前に信州新町商工業振興条例（平成10年信州新町条例第17号。以下「信州新町条例」という。）及び信州新町商工業振興条例施行規則（平成10年信州新町規則第20号。以下「信州新町規則」という。）の規定により信州新町長が行つた信州新町条例第17条の規定による商工業

振興対策補助事業及び信州新町条例第19条の規定による中小企業退職金共済掛金助成事業に係る補助金の交付決定に係る補助金の交付その他の取扱いについては、この条例の規定にかかわらず、信州新町条例及び信州新町規則の例による。

附 則（昭和59年3月30日条例第25号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行し、改正後の長野市商工業振興条例の規定は、昭和59年度分の助成金から適用する。

附 則（昭和60年3月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月30日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長野市商工業振興条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和61年4月1日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度分に係る法人の行う事業所設置事業及び昭和61年分以後の年分の事業に係る個人の行う事業所設置事業について適用し、適用日前に終了した事業年度分に係る法人の行った事業所設置事業及び昭和60年分以前の年分の事業に係る個人の行った事業所設置事業については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の長野市商工業振興条例の規定により、適用日以後に事業年度が終了した法人に対し交付された助成金は、新条例の規定による助成金の内払とみなす。

附 則（昭和62年3月30日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長野市商工業振興条例の規定中工場用地取得事業に関する部分は、昭和62年4月1日以後に取得する用地に係る助成金について適用し、同日前に取得した用地に係る助成金については、なお従前の例による。

3 前項の規定は、公害防止施設設置事業及び従業員海外研修事業に関する部分について準用する。この場合において、同項中「取得する用地」とあるのは「設置する公害防止施設」又は「行う海外研修事業」と、「取得した用地」とあるのは「設置した公害防止施設」又は「行った海外研修事業」と読み替えるものとする。

附 則（平成元年3月30日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長野市商工業振興条例の規定中事業所設置事業に関する部分は、平成元年4月1日以後に終了する事業年度分に係る法人の行う事業所設置事業及び平成元年分以後の年分の事業に係る個人の行う事業所設置事業について適用し、同日前に終了した事業年度分に係る法人の行った事業所設置事業及び昭和63年分以前の年分の事業に係る個人の行った事業所設置事業については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月30日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長野市商工業振興条例の規定中工場設置事業に関する部分は、平成2年4月1日以後に設置する工場に係る助成金について適用し、同日前に設置した工場に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月30日条例第17号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日条例第15号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日条例第16号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第13号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月30日条例第42号）

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長野市商工業振興条例の規定は、平成8年4月1日以後に取得する用地に係る助成金について適用し、同日前に取得した用地に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月30日条例第12号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日条例第20号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第25号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日条例第52号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第15号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第18号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第103号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日条例第99号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長野市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる交付の決定に係る助成金について適用し、同日前に行われた交付の決定に係る助成金については、なお従前の例による。

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長野市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手する事業所等常用雇用者創出事業又は指定地域事業所等常用雇用者創出事業に係る助成金について適用し、同日前に着手した事業所等常用雇用者創出事業又は指定地域事業所等常用雇用者創出事業に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手する雇用者創出企業立地支援事業に係る助成金について適用し、同日前に着手した雇用者創出企業立地支援事業に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年9月30日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分	事業の内容	助成率等
高度化及び店舗近代化事業	高度化事業 中小企業団体（法人格を有し、かつ、その組合員の5分の4以上の者が市内に事業所を有している場合に限る。）が行う独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項から第3項までに規定する事業	高度化事業貸付対象事業費に100分の1.095を乗じて得た額以内を年額として3年間交付
	店舗近代化事業 中小小売商業者が4人以下で共同して自己の用に供する店舗を新築又は改築する事業	当該工事費に100分の1.095を乗じて得た額以内を年額として3年間交付
事業所等設置事業	工場等設置事業 特定地域に工場（物品の製造、加工その他これらに類する事業の目的のために設置する施設をいう。以下同じ。）を、若しくは別に定める事業所を新設又は増設する事業で投下固定資産額が5,000万円（別に定める事業所については2,000万円）以上のもの	新設又は増設に伴う投下固定資産に係る固定資産税相当額に次に掲げる割合を乗じて得た額を交付 (1) 第1年度及び第2年度 100分の100 (2) 第3年度 100分の80
	事業所設置事業 床面積が1,000平方メートルを超える事業所を新設又は増設し、自己の事業活動に供する事業で市長が別に定めるもの	自己の事業活動に係る床面積に当該床面積1平方メートル当たり600円を乗じて得た額を限度とし、市長が別に定める額を年額として3年間交付
工場用地等取得事業	市等が分譲する産業団地に事業所を新設、移設又は増設するための用地取得事業で用地取得後3年以内に操業又は事業を開始するもの	用地の取得価額に100分の30を乗じて得た額以内。ただし、3億円を限度として3年間分割交付
雇用創出企業立地支援事業	事業所等常用雇用者創出事業 事業者が都市計画区域内で行う次に掲げる事業 (1) 事業所等を新設し、かつ、3年以内に市内から新たに常用雇用者（転入雇用者を含む。）を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者（転入雇用者	市内から採用した常用雇用者が1人から100人までは1人につき10万円、101人からは1人につき20万円。ただし、5,000万円を限度として1人につき1回に限り交付

		を含む)が1年当たり5人以上のもの (2) 事業所等を移設又は増設し、かつ、3年以内に市内から新たな常用雇用者を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者が1年当たり20人(中小企業者にあつては10人)以上のもの	
	指定地域事業所等常用雇用者創出事業	事業者が指定地域内で行う次に掲げる事業 (1) 事業所等を新設し、かつ、3年以内に市内から新たに常用雇用者(転入雇用者を含む。)を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者(転入雇用者を含む)が1年当たり5人以上のもの (2) 事業所等を移設又は増設し、かつ、3年以内に市内から新たな常用雇用者を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者が1年当たり5人以上のもの	市内から採用した常用雇用者が1人から100人までは1人につき10万円、101人からは1人につき20万円。ただし、5,000万円を限度として1人につき1回に限り交付
	事業所等改修事業	事業所等常用雇用者創出事業又は指定地域事業所等常用雇用者創出事業に該当する者が事業活動を行うために事業所等の施設を改修する事業で、必要な経費(投下固定資産となるものを除く。)が1,000万円以上のもの	施設改修に要する費用に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、新設、移設又は増設を行つた年度における市内から採用した常用雇用者数に100万円を乗じて得た額又は2,500万円のいずれか低い額を限度として交付
	公害防止施設設置事業	工場を有する者が事業活動に伴つて生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等を防止し、又は除去する公害防止施設を設置する事業で当該施設費が300万円以上のもの	当該施設費に100分の20を乗じて得た額以内。ただし、年額1,000万円を限度として交付
環境整備事業	商店街環境整備事業	中小企業団体が次に掲げる施設等を商店街に設置する事業 (1) 街路灯 5灯以上 (2) アーケード 100平方メートル以上 (3) 道路グレードアップ 100平方メートル以上 (4) 商店街コミュニティ施設及びその附帯施設	当該施設費((4)については用地の取得価額を除く。)に市長が別に定める率を乗じて得た額以内。ただし、5,000万円(市長が特に必要と認めるときは、別に定める額)を限度として交付
	電灯料助成事業	商店街を単位とする中小企業団体が街路灯及びアーケードの維持管理を行う事業で、次の要件	当該施設の電灯料に商店街等団体構成員の閉店時間の割合により市長が別に定める率を乗じて

	<p>を満たすもの</p> <p>(1) 当該中小企業団体が自ら電灯料の支払を行っているものであること。</p> <p>(2) 当該施設の設置について、この条例又はこの条例に類似する市の制度による助成を受けたものであること。</p>	得た額以内
商店街駐車場設置事業	<p>中小企業団体が200平方メートル以上の駐車場（自転車駐車場を除く。以下同じ。）又は30台以上の使用が可能な自転車駐車場を商店街に設置する事業</p>	<p>当該施設費（用地の取得価額を除く。）に市長が別に定める率を乗じて得た額以内。ただし、5,000万円（市長が特に必要と認めるときは、別に定める額）を限度として交付</p>
	<p>商店街を単位とする中小企業団体が駐車場又は自転車駐車場を用地の賃借により設置する事業で、次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 駐車場にあつては200平方メートル以上、自転車駐車場にあつては30台以上の使用が可能なものであること。</p> <p>(2) 当該商店街の顧客が無料で使用できるものであること。</p> <p>(3) 管理及び運営は、当該中小企業団体が行うものであること。</p> <p>(4) 当該用地の賃貸借契約期間が3年以上であること。</p>	<p>当該賃借料に市長が別に定める率を乗じて得た額以内。ただし、年額100万円（市長が特に必要と認めるときは、別に定める額）を限度として3年間交付</p>
工場等緑化事業	<p>工場を有する者又は市等が分譲する産業団地に事業所を有する者が樹木等の植栽を行う事業でその緑地面積が工場等の敷地面積の100分の10以上のもの</p>	<p>当該事業費（用地の取得価額を除く。）に100分の20を乗じて得た額以内。ただし、年額5,000万円を限度として交付</p>
商店街事務局職員雇用事業	<p>商店街を単位とする中小企業団体が当該団体の事務を行う職員を1年以上雇用する事業</p>	<p>当該職員に支給する年間給与支払額に100分の50を乗じて得た額以内。ただし、年額30万円（法人設立後5年以内は50万円）を限度として交付</p>
販路拡張及び技術向上事業	<p>中小企業団体が行う研修会（視察研修を除く。）、講演会又は展示会事業</p>	<p>当該事業費に100分の20を乗じて得た額以内。ただし、年額30万円を限度として交付</p>
商店街活性化計画策定事業	<p>商店街を単位とする中小企業団体が商店街の活性化を図るために、コンサルタント等に委託し、活性化計画を策定する事業</p>	<p>当該事業費（国又は県から同事業に対して補助金を受けている場合は、その額を控除した額）に3分の1を乗じて得た額以内。ただし、100万円を限度として交付</p>

備考

- 1 「事業所」とは、工場、店舗又は事務所その他これらに附属する建物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業を営む者に係るものを除く。）をいう。
- 2 「中小小売商業者」とは、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第2条第2項に規定する中小小売商業者をいう。
- 3 「特定地域」とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）の規定に基づく工場適地、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域その他市長が特に認める地域をいう。
- 4 「新設」とは、市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する者が既設の事業所と異なる業種の事業所を市内に設置することをいう。
- 5 「移設」とは、市内に事業所を有する者が当該事業所の全部を市内に移転することをいう。
- 6 「増設」とは、市内に事業所を有する者が同一業種の事業所を市内に設置すること又は既設の事業所の敷地内若しくはこれに隣接して既設の事業所を拡充することをいう。
- 7 「事業者」とは、営利の目的をもつて、商業、工業、サービス業その他の業種に属する事業を営む者をいう。
- 8 「常用雇用者」とは、常勤の雇用者（派遣労働者その他の市長が別に定める者を除く。）をいう。
- 9 「転入雇用者」とは、市外から転入し、新たに長野市民となつた常用雇用者（市長が別に定める基準に該当するものに限る。）をいう。
- 8 「指定地域」とは、都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域外の地域で市長が別に定めるものをいう。

③ 長野市商工業振興条例施行規則（昭和57年3月30日規則第13号）

改正	平成6年3月3日規則第3号	平成7年6月30日規則第29号
	平成16年3月30日規則第34号	平成17年3月30日規則第18号
	平成18年3月30日規則第24号	平成22年3月30日規則第11号
	平成23年2月15日規則第5号	平成28年9月30日規則第35号

（趣旨）

第1条 この規則は、長野市商工業振興条例（昭和57年長野市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定申請）

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野市商工業助成事業認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて当該助成事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- （1） 助成事業実施計画書
- （2） 施設の設計図（用地取得を含む場合は公図の写し）及び施設の位置を示す図面（1万分の1以上のもの）
- （3） 資金計画書
- （4） 法人にあつては登記事項証明書及び定款の写し
- （5） 市税の納付確認に関する同意書
- （6） その他市長が必要と認める書類

（認定）

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、及び市税を滞納していないことを確認し、必要に応じ実地調査を行い、助成事業と認定したときは、その旨申請者に通知するものとする。

（届出）

第4条 前条の認定を受けた者（以下「事業者」という。）は、助成事業の内容を変更し、又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに長野市商工業助成事業変更（中止）届書（様式第2号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

（交付申請）

第5条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、長野市商工業助成事業助成金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて当該助成事業の完了後速やかに市長に提出しなければならない。

- （1） 長野市商工業助成事業完了報告書（様式第4号）
- （2） 市税の納付確認に関する同意書（交付申請を行う年度が認定を受けた年度と異なる場合に限る。）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、及び市税を滞納していないことを確認し（交付申請を行う年度が認定を受けた年度と異なる場合に限る。）、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 事業者は、助成金の交付を請求しようとするときは、長野市商工業助成事業助成金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（助成対象団体等）

第8条 条例第6条第2項に規定する団体等は、次の各号に掲げる者とする。

- （1） 長野市土地開発公社
- （2） 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項から第3項までに規定する事業を行う者

- (3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業の施行者で同法第3条第2項に規定するもの
- (4) その他市長が特に認める者

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。
(長野市商工業振興条例施行規則の廃止)
- 2 長野市商工業振興条例施行規則(昭和45年長野市規則第10号)は、廃止する。

附 則(平成6年3月3日規則第3号抄)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行(中略)する。

附 則(平成7年6月30日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則(平成16年3月30日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に認定している助成事業については、なお従前の例により交付申請することができる。

附 則(平成17年3月30日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月15日規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月30日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

④ 長野市補助金等交付規則 (昭和 61 年 3 月 27 日 長野市規則第 4 号)

改正 平成 7 年 6 月 30 日規則第 29 号 平成 16 年 12 月 28 日規則第 102 号

平成 21 年 12 月 28 日規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令、条例等に特別の定めがあるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が補助事業者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で、相当の反対給付を受けないものをいう。

(2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(補助金等の交付申請)

第 3 条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名 (法人の場合は、住所、名称及び代表者の氏名)

(2) 補助事業の目的及び内容

(3) 補助事業に要する経費及び補助事業の完了の予定期日

(4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(5) その他市長が必要と認める事項

(補助金等の交付決定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金等の交付の可否を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、当該交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(交付申請の取下げ)

第 5 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに補助金等の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項の規定により補助金等の交付の決定をした後において、天災その他特別な事情 (補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。) により補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなつたとき、又はその必要がなくなつたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業の遂行命令)

第7条 市長は、補助事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(補助事業の内容の変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更(市長が定める軽易な変更を除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は前条の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、次の各号に掲げる事項を記載した実績報告書に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、同様とする。

(1) 住所及び氏名(法人の場合は、住所、名称及び代表者の氏名)

(2) 補助事業の成果

(3) その他市長が必要と認める事項

(補助金等の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第11条 市長は、第9条の規定による実績報告書の提出があつた場合において、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対しこれらに適合させるための措置を執るべきことを命ずることができる。

2 第9条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金等の交付)

第12条 市長は、第10条の規定により補助金等の額を確定した後において、補助金等を補助事業者へ交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の前金払の場合においては、第9条の規定は、適用しない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) その他この規則又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条の規定により補助金等の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

る。

2 市長は、第 10 条の規定により補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び質問)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係者に質問することができる。

(理由の提示)

第 16 条 長野市行政手続条例（平成 7 年長野市条例第 41 号）第 3 条の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業の遂行又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年度分の補助金等から適用する。

(豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の編入に伴う経過措置)

2 豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の編入の日（以下「豊野町等編入日」という。）前に補助金等交付規則（昭和 61 年豊野町規則第 13 号）、戸隠村補助金等交付規則（昭和 49 年戸隠村規則第 9 号）、鬼無里村補助金等交付規則（平成 8 年鬼無里村規則第 5 号）及び大岡村補助金交付規則（昭和 54 年大岡村規則第 7 号）の規定により交付決定がされた補助金等の取扱いについては、市長が別に定めるものを除くほか、この規則の規定にかかわらず、それぞれ補助金等交付規則、戸隠村補助金等交付規則、鬼無里村補助金等交付規則及び大岡村補助金交付規則の例による。

3 豊野町等編入日前に豊野町長、戸隠村長、鬼無里村長及び大岡村長に提出された補助金交付の申請書で、豊野町等編入日までに補助金等の交付の決定がなされていないものについては、市長に提出された補助金交付の申請書とみなす。

(信州新町及び中条村の編入に伴う経過措置)

4 信州新町及び中条村の編入の日（以下「信州新町等編入日」という。）前に信州新町補助金等交付規則（昭和 52 年信州新町規則第 8 号。以下「信州新町規則」という。）及び補助金等交付規則（昭和 56 年中条村規則第 3 号。以下「中条村規則」という。）の規定により交付決定がされた補助金等の取扱いについては、市長が別に定めるものを除くほか、この規則の規定にかかわらず、それぞれ信州新町規則及び中条村規則の例による。

5 信州新町等編入日前に信州新町長及び中条村長に提出された補助金等の交付の申請書で、信州新町等編入日の前日までに補助金等の交付の決定がなされていないものについては、市長に提出された補助金等の交付の申請書とみなす。

附 則（平成 7 年 6 月 30 日規則第 29 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日規則第 102 号）

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 28 日規則第 40 号）

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(2) 商 業

① 長野市商店街の活性化に関する条例 (平成22年3月30日条例第2号)

(目的)

第1条 この条例は、商店街が地域経済の発展及び地域コミュニティの維持・強化に果たす役割の重要性にかんがみ、商店街の活性化についての基本理念を定めるとともに、商店会、事業者、経済団体及び市の責務を明らかにすることにより、商店街の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
- (2) 商店会 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合のうち商店街を事業区域とするもの並びに商店街において複数の事業者により組織された団体をいう。
- (3) 事業者 商店街において事業を営む者をいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所、商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会、商店会の連合会その他地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 市民等 市民及び商店街に土地又は建物を所有する者をいう。

(基本理念)

第3条 商店街の活性化は、商店会及び事業者が主体となって、市民等の協力を求めながら、経済団体及び市と連携して推進するものとする。

(商店会の責務)

第4条 商店会は、地域経済の発展及び地域コミュニティの維持・強化を図るため、商店街を活性化

- する事業に積極的に取り組み、魅力ある商店街の形成に努めるものとする。
- 2 商店会は、空き店舗の状況その他商店街の実態を把握するとともに、その組織基盤を強化するため、事業者の加入促進に努めるものとする。
 - 3 商店会は、その事業及び経理の内容を明らかにするよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、創意工夫と自助努力により経営基盤の強化を図るとともに、商店街の活性化を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

- 2 事業者は、商店街を活性化する事業に対し応分の負担をし、その事業に協力するよう努めるものとする。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、経営指導、情報の収集及び提供、共同事業の実施等を通じて、商店街の活性化に努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、商店街を活性化する事業に対して、必要な支援に努めるものとする。

(市民等の協力)

第8条 市民等は、地域コミュニティの維持・強化を図るため、商店街を活性化する事業に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

② 長野市商業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、魅力ある商店街の形成及び中小企業団体等の活動の強化を図り、地域の個性を生かしたまちづくりを推進し、もって本市商業の発展を図るため、中小企業団体等が行う商業振興事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小小売商業者 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第2条第2項に規定する中小小売商業者をいう。
- (2) 商店街団体 次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された商店街事業協同組合
 - ウ 10以上の店舗により形成されている商店街において、主として小売商業又はサービス業に属する事業を営む者により組織され、当該商店街の環境の整備改善等を図るための事業を行っている団体
 - エ その他アからウまでの団体と同等の活動をしている団体で市長が特に認めるもの
- (3) 空き店舗等 次に掲げる要件を満たし、かつ、建物の1階に存する店舗、事業所、住宅、倉庫又は車庫をいう。
 - ア 正面部分が市長が別に定める道路等に面していること。
 - イ 営業の終了又は利用者の退去等により閉鎖し、かつ、その後引き続き3月以上その閉鎖の状態又はそれと同様の状態にあること。
- (4) 商業振興事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 街路灯等維持管理事業 商店街団体が自ら設置した街路灯若しくはアーケードの照明器具を高効率型の照明器具に交換し、又は街路灯のうち5灯以上若しくはアーケードを修繕する事業（ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。）
 - イ ミニ博物館設置事業 中小小売商業者が長野市にゆかりのある美術品、工芸品、文献、資料、物産等を商店街に位置する店舗、事務所等の一部又は全部に展示する事業
 - ウ 商店街マップ作成事業 商店街団体が市民及び観光客の利便を図るために継続的に利用可能な当該商店街のマップを作成する事業
 - エ 商店街イベント事業 商店街団体が活力とにぎわいのある商店街を作るために祭り及び行事等を実施する事業（商店街の販売促進に寄与する活動が行われるものに限る。）
 - オ 大規模集客イベント事業 商店街団体が長野市全体の商業の活性化に寄与するために大規模で集客力のある祭り及び行事等を実施する事業（商店街の販売促進に寄与する活動が行われるものに限る。）
 - カ 賑わい演出事業 商店街団体が路上又は店舗が道路に面する部分を次に掲げるところにより継続的に装飾し、活力と賑わいのある商店街の形成を行う事業
 - a 共通のディスプレイ等で装飾するもの
 - b 花鉢等で装飾するもの

c 中心市街地活性化基本計画に定める区域内において独自のディスプレイ等で装飾するもの

キ まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業 事業者が次に掲げる計画に定める区域（別表第2において「中活区域」という。）内の空き店舗等を賃借して出店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行うための出店及び大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗に該当する建物内への出店を除く。）をするため、空き店舗等を改築し、その設備を改修し、又はその附帯設備を設置する事業

a 長野市中心市街地活性化プラン

b 長野市中心市街地活性化基本計画（篠ノ井地区）

c 長野市中心市街地活性化基本計画（松代地区）

ク 商店街魅力アップ支援事業 アからキまでに掲げる商業振興事業のほか商店街団体が自ら企画立案し、実施する事業で、次に掲げる事業その他の商店街の魅力を向上させる事業として市長が認める事業

a 商店街団体が個店（商店街を形成する個々の店舗等（店舗又は事業所をいう。別表第2において同じ。）をいう。以下同じ。）の商品、サービス等の特徴、魅力等を宣伝し、個店の販売促進を図ることにより、商店街の魅力を向上させる事業

b 商店街団体が商店街を訪れる者に対し、商店街の利便性又は集客力を高めるサービスを提供し、商店街の付加価値を創出すること等により、商店街の魅力を向上させる事業

c 商店街団体が当該商店街の空き店舗等に個店を誘致し、又は個店の創業を支援することにより、商店街の魅力を向上させる事業

ケ その他市長が特に必要と認める事業

（対象経費及び補助率等）

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助率は、別表第1のとおりとする。

2 前項のほか市長が特に必要と認める事業については、別に定める。

（補助金の交付の条件）

第4 この補助金を交付する条件は、次の各号に掲げるもののほか、別表第2のとおりとする。

(1) 補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管すること。

(2) 市長より報告を求められた場合には、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間は、補助事業に係る資料等の提出及び報告をすること。

(3) その他市長が必要と認めること。

（補助金の交付の制限）

第5 この補助金の交付に関する制限は、別表第2のとおりとする。

2 対象経費に対して、市又は市長が別に定める団体からこの補助金以外の助成金、交付金その他これに類する補助金を受けている場合は、この補助金を重複して交付しない。

3 市税を滞納している者に対しては、この補助金を交付しない。

（補助金の交付申請）

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市商業振興事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるもののほか、別表第3のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る事業計画書
 - (2) 補助事業に係る収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助金額の端数は、1,000円未満を切り捨てる。
- 4 2以上の商店街団体が共同で当該補助事業を実施する場合は、代表として一の商店街団体が申請するものとする。
- 5 第1項及び第2項に規定する書類の提出期限は、事業開始前とする。
(補助事業の内容の変更等)
- 第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市商業振興事業変更承認申請書(様式第2号)
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市商業振興事業中止承認申請書(様式第3号)又は長野市商業振興事業廃止承認申請書(様式第3号)
(実績報告)
- 第8 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市商業振興事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。
- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるもののほか、別表第3のとおりとする。
- (1) 補助事業に係る実績報告書
 - (2) 補助事業に係る収支決算書
 - (3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
(補助金の交付請求)
- 第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市商業振興事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。
(補則)
- 第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成16年4月9日告示第263号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。
(要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 長野市ミニ博物館設置事業補助金交付要綱(平成5年6月28日告示第120号)
 - (2) 長野市まちづくり協議会活動事業交付要綱(平成2年4月1日制定)
 - (3) 長野市商店街イベント事業補助金交付要綱(平成4年7月16日告示第117号)
 - (4) 長野市空き店舗等活用事業補助金交付要綱(平成8年4月1日告示第78号)
(アーケードを修繕する場合の特例)
- 3 平成31年度から平成35年度までの間におけるアーケードを修繕する場合に係る別表第1の規定の適用については、同表街路灯等維持管理事業の項中「割合」とあるのは「割合(アーケードの修繕費にあつては、100分の50)」と、「交換する場

合」とあるのは「交換する場合又はアーケードを修繕する場合」とする。

附 則（平成18年9月13日告示第 518号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市商業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成18年度分以後の補助金について適用する。

附 則（平成20年6月3日告示第 266号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市商業振興事業補助金交付要綱の規定（商業振興事業のうち中心市街地空き店舗等活用事業に係る部分を除く。）は、平成20年度以後の年度分の補助金について適用し、平成19年度分までの補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正後の長野市商業振興事業補助金交付要綱の規定（商業振興事業のうち中心市街地空き店舗等活用事業に係る部分に限る。）は、平成20年度以後の年度に特定事業者等となった者について適用し、平成19年度以前の年度に特定事業者等となった者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日告示第 139号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市商業振興事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成21年度以後の年度分の補助金について適用し、平成20年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月21日告示第 404号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年10月14日告示第 560号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第 147号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市商業振興事業補助金交付要綱の規定（商業振興事業のうち中心市街地空き店舗等活用事業に係る部分に限る。）は、平成23年度以後の年度に特定事業者等となった者について適用し、平成22年度以前の年度に特定事業者等となった者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日告示第 157号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市商業振興事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定（商業振興事業のうちまちなか空き店舗等活用促進事業及びまちなか創業支援事業に係る部分に限る。）は、平成24年度以後に特定事業者等となった者について適用し、平成23年度以前に特定事業者等となった者については適用しない。

3 この要綱による改正前の長野市商業振興事業補助金交付要綱第2第6号サの中心市街地空き店

舗等活用事業の適用を受けている者については、新要綱第2第6号サのまちなか空き店舗等活用促進事業の適用を受けた者とみなす。

附 則（平成26年3月31日告示第139号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第153号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月6日告示第591号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第111号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2第3号の改正規定、同第2第4号キの改正規定（「空き店舗等に」を「空き店舗等を賃借して」に改める部分に限る。）並びに同号ク、別表第1及び別表第2の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の長野市商業振興事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に交付の申請が行われる補助金から適用し、施行日前に交付の申請が行われた補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月8日告示第495号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第113号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

別表第1（第3関係）

事業区分	対象経費	補助率
街路灯等維持管理事業	街路灯又はアーケードの照明器具の高効率型の照明器具への交換費及び街路灯又はアーケードの修繕費（消耗品費を除く。）	対象経費に市長が別に定める割合を乗じて得た額以内。ただし、(1)にあつては1,000万円を、(2)にあつては100万円を限度とする。 (1) LED照明等の高効率型の照明器具に交換する場合 (2) (1)の場合以外の修繕の場合
ミニ博物館設置事業	展示場の設置及び改修費並びに備品の購入及び製造に要する経費	対象経費に3分の1を乗じて得た額以内。ただし、50万円を限度とする。
商店街マップ作成事業	マップの印刷費及び作成委託費	対象経費に3分の1を乗じて得た額以内。ただし、10万円（共同で実施する場合は15万円）を限度とする。
商店街イベント事業	会場借上料、装飾費（会場設備費を含む。）、印刷費、報償費、会議費、使用料、賃借料、需要役務費及び広告費	対象経費に次に掲げる割合を乗じて得た額以内。ただし、(1)にあつては50万円を、(2)にあつては30万円を限度とする。 (1) 冬期間（1月から3月まで及び12月）に開催するもの100分の50 (2) (1)の期間以外の期間に開催するもの100分の30
大規模集客イベント事業	会場借上料、装飾費（会場設備費を含む。）、印刷費、報償費、会議費、使用料、賃借料、需要役務費及び広告費	対象経費に100分の30（市の商業の活性化に特に寄与すると認められるものについては、市長が別に定める割合）を乗じて得た額以内。ただし、300万円（市の商業の活性化に特に寄与すると認められるものについては、市長が別に定める額）を限度とする。

賑わい演出事業	共通のディスプレイ等	装飾費及び設置費	対象経費に3分の1を乗じて得た額以内。ただし、50万円（共同で実施する場合は70万円）を限度とする。
	花鉢等	装飾費	
	独自のディスプレイ等	装飾費、設置費、デザイン料及び演出計画書作成費	対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、50万円（共同で実施する場合は70万円）を限度とする。
まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業		空き店舗等を賃借して出店するために要する改築費、改修費及び附帯設備費（1階部分に限る。）	対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、(1)の場合にあっては50万円、(2)の場合にあっては30万円を限度とする。 (1) 市長が別に定める道路に店舗の主な出入口が面する場合 (2) (1) 以外の場合
商店街魅力アップ支援事業		報償費、賃金、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役務費、広告料、委託料、調査研究費、広告料、委託料、調査研究費、改修費及び附帯設備設置費、備品購入費。ただし、賃金又は備品購入費にあっては、対象経費の総額の100分の20又は12万円（複数の商店街団体が共同して事業を行う場合にあっては、24万円）のいずれか低い額以内をそれぞれ対象経費とすることができるものとする。	対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、30万円（複数の商店街団体が共同して一体の事業を行う場合にあっては、60万円）を限度とする。

別表第2（第4、第5関係）

事業区分	交付の条件	交付の制限
街路灯等維持管理事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事完了後、市の検査を受けること。 2 支払については、銀行振込とすること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の制度又はそれに類似する助成を受け、設置されるものであること。 2 交付を受けた日から3年間は、同一の箇所について再度交付を受けることができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
ミニ博物館設置事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 5年以上継続して一般公開するとともに、年間公開日数が概ね180日以上であること。 2 商店街団体等の代表者の推薦を受けること。 3 支払については、銀行振込とすること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付を受けた日から5年間は、同一の箇所について再度交付を受けることができない。 2 製品の宣伝又は営利を目的としたものは、交付を受けることができない。
商店街マップ作成事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 相当の利用が見込まれる市内の2以上の施設での取扱いがあること又は広く配布する具体的な手段があること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 著しく特定の企業等の宣伝又は営利を目的としたものは、交付を受けることができない。 2 補助金の交付は、一の年度につき1回を超えて交付を受けることができない。
商店街イベント事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施に要する経費で補助金の交付対象となるものの合計が30万円以上であること。 2 ごみの減量に努めること。 	
大規模集客イベント事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施に要する経費で補助金の交付対象となるものの合計が50万円以上であること。 2 ごみの減量に努めること。 	

賑わい演出事業	共通のディスプレイ等	1 装飾を行う期間に渡って適切な管理を行うこと。	1 補助金の交付は、一の年度につきそれぞれ1回を超えて交付を受けることができない。
	花鉢等		
	独自のディスプレイ等		
まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業		<p>1 補助金の交付申請をした年度内に開業すること。</p> <p>2 空き店舗等を店舗等として2年以上活用すること。</p> <p>3 不特定多数の客その他これらに類する者が自由に出入りできる店舗等であること。</p> <p>4 店舗等の営業時間に午前10時から午後4時までの間の1時間以上が含まれていること。</p> <p>5 店舗等が所在する区域の商店街団体に加入すること。</p> <p>6 開店後1年を経たときは、商工会議所又は商工会の経営指導員の経営指導を受け、その旨を市長が別に定める様式により報告すること。</p> <p>7 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令の規定に適合すること。</p>	<p>1 補助金は、次の(1)又は(2)に該当する場合は、交付を受けることができない（申請者又は貸主が法人等の場合は、その代表者及び役員を含む。）。</p> <p>(1) 申請者が貸主の2親等以内の親族である場合</p> <p>(2) 申請者が貸主の経営する法人の役員である場合</p> <p>2 中活区域内で店舗等に移転する場合で、当該移転前の店舗等が新たに空き店舗等（3月未満の閉鎖の状態を含む。）となる場合は、交付を受けることができない。</p>
商店街魅力アップ支援事業		<p>1 空き店舗等を活用する事業を行う場合は、当該空き店舗等を2年以上活用すること。</p> <p>2 空き店舗等を活用する事業を行う場合は、不特定多数の者が利用できる施設であること。</p>	<p>同一の事業に係る補助金は、1回を超えて交付することができない。ただし、当該事業実施後、その検証を行い、検証結果に基づく改善があると認められる事業を行う場合は、通算して3回（一の年度に1回の交付を限度とする。）まで交付するものとする。</p>

別表第3（第6、第8関係）

事業区分	交付申請時	実績報告時	
街路灯等維持管理事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設等の設計図 2 位置図 3 工事見積書（2者以上） 4 交換箇所又は修繕箇所の現況写真 5 総会議事録（施設等の設置を決定した内容の分かるもの） 6 構成員名簿 7 定款、規約その他これらに類するもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事契約書 2 工事着工届・工事完了届 3 事業主の検査調書 4 請求書及び内訳明細書 5 商店街団体の通帳のコピー 6 金融機関発行の借入証明書（資金の借入がある場合） 7 交換箇所又は修繕箇所の写真（竣工時のもの） 	
ミニ博物館設置事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設等の設計図 2 位置図 3 工事見積書（2者以上） 4 改修前の現況写真 5 誓約書 6 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。） 7 店舗の賃貸借契約書及び家主の承諾書（対象店舗が借家である場合に限る。） 8 商店街団体等の代表者の推薦書 	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事契約書 2 工事着工届・工事完了届 3 請求書及び内訳明細書 4 金融機関発行の借入証明書（資金の借入がある場合） 5 竣工時の写真 	
商店街マップ作成事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 見積書（2者以上） 2 定款、規約その他これらに類するもの 3 構成員名簿 	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務委託契約書（委託した場合） 2 作成マップ 	
商店街イベント事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 定款、規約その他これらに類するもの 2 構成員名簿 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業活動時の写真 2 広告物（作成した場合のみ） 	
大規模集客イベント事業			
賑わい演出事業	共通のディスプレイ等	<ol style="list-style-type: none"> 1 見積書（2者以上。ただし、花鉢については1者以上） 2 図面（位置図、配置図、平面図、立面図等） 3 商店街の現況写真（2方向から撮影したもの） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業活動時の写真 2 業務委託契約書（委託した場合）
	花鉢等		
	独自のディスプレイ等		

	<ul style="list-style-type: none"> 4 各種許認可書 5 定款、規約その他これらに類するもの 6 構成員名簿 7 演出計画書（独自のディスプレイ等に限る。） 	
まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 空き店舗等を証する書類 2 空き店舗等の位置図 3 空き店舗等の改修又は改築に係る図面 4 空き店舗等の写真 5 空き店舗等に係る賃貸借契約書の写し 6 空き店舗等の改修又は改築に係る工事見積書 7 経営指導員の指導内容を証する書類 8 直近2期分の決算書及び資本金の出資内容が分かるもの（新規創業の場合は除く。） 9 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。） 10 履歴書 11 商店街団体加入意向確認書 12 誓約書 	<ul style="list-style-type: none"> 1 開店届 2 事業活動時の写真 3 改修及び改築に伴う工事契約書 4 工事代金等請求書及び内訳明細書 5 建築基準法、消防法その他の法令の規定に適合することを証する書類の写し
商店街魅力アップ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費のうち、印刷製本費（委託の場合に限る。）、委託料、改築費及び改修費その他市長が必要と認める経費にあつては、2者以上の見積書 2 定款、規約その他これらに類するもの 3 構成員名簿 	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業活動の成果物（作成した場合） 2 事業活動時の写真 3 業務委託契約書（委託した場合） 4 改修及び改築に伴う工事契約書（工事を行った場合） 5 工事代金等請求書及び内訳明細書（工事を行った場合）

様式第1号（第6関係）

長野市商業振興事業補助金交付申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所
氏 名
連絡先（電話）

年度において、長野市商業振興事業を下記のとおり実施したいので、補助金を交付してください。 円

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の内容

補助事業の内容	実施期日又は期間	補助対象経費の額
		円

3 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

長野市商業振興事業変更承認申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所
氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった 年
度長野市商業振興事業を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 そ の 他

長野市商業振興事業 中止（廃止）承認申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所
氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった 年
度長野市商業振興事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認してください。

記

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の遂行状況
- 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日
- 4 その他

長野市商業振興事業実績報告書

年 月 日

長野市長 宛

住 所
氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった 年
度長野市商業振興事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の内容

補助事業の内容	実施期日又は期間	補助対象経費の額
		円

3 関係書類

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

長野市商業振興事業補助金交付請求書

年 月 日

長野市長 宛

住 所
氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定（交付決定）のあった 年
度補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確 定 額 円
（交付決定額）
- 2 請 求 額 円
- 3 送 金 先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	店 所										
口座種類	当座	普通										
フリガナ												
口座名義												
口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											

③ 長野市地域伝統産業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長年に渡り地域で育まれてきた地域伝統産業の継承、保存等を支援することにより、当該地域伝統産業の振興を図り、もって地域経済の発展を促進するため、地域に住所を有する者等による団体が実施する地域伝統産業の振興に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の各地区及び当該地区と一体のものと市長が認める区域をいう。
- (2) 地域伝統産業 次に掲げる要件の全てを満たす工芸品を生産する事業をいう。
 - ア 地域の全体で継承し、及び保存されてきた物であること。
 - イ 主として日常生活の用に供される物であること。
 - ウ 主として手工業により、かつ、伝統的な技術又は技法により製造される物であること。
 - エ 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造される物であること。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、地域伝統産業の振興に資する事業を実施し、又は当該事業を実施しようとする次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 30以上のもので構成され、かつ、そのもののうち3分の2以上のものが当該地域に住所を有する者及び当該地域に主たる事務所が所在する団体で構成されていること。
- (2) 政治的活動、宗教的活動及び公序良俗に反する活動を目的としないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと（交付対象者となろうとする団体に市税が課されている場合に限る。）。

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる事業の実施に要する経費とする。

- (1) 地域伝統産業の技術者等の確保及び育成を目的とする事業
- (2) 地域伝統産業に係る工芸品のブランド化（対象とする物の特長を掘り起こすことをいう。）を目的とする事業
- (3) 地域伝統産業の講習等を目的とする事業
- (4) 地域伝統産業に係る工芸品の情報発信を目的とする事業
- (5) 地域伝統産業の記録の作成及び保存を目的とする事業
- (6) その他地域伝統産業の振興に資すると市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入等に要する経費
- (2) 交付対象者の構成員による会合の飲食費
- (3) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の補助率等)

第5 補助金の補助率は補助対象経費の100分の95以内とし、補助金額は250万円を限度とする。

(補助金の申請等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市地域伝統産業支援補助金交付申請書

(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業に係る実施計画書
- (2) 事業に係る収支予算書
- (3) 団体の規約及び構成員の名簿
- (4) 地域伝統産業に該当することを確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市地域伝統産業支援補助金事業変更承認申請書(様式第2号)及び変更内容を記載した事業変更計画書
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市地域伝統産業支援補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第8 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市地域伝統産業支援補助金事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業に係る実施報告書
- (2) 事業に係る収支決算書
- (3) 事業の実施状況を写した写真及び実施状況を表す資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求書等)

第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市地域伝統産業支援補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、長野市地域伝統産業支援補助金概算払請求書(様式第6号)によるものとする。この場合において、概算払による補助金の額は、規則第4条第1項により交付の決定をした補助金の額の10分の10を限度とする。

(補助金の経理)

第10 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成29年3月31日長野市告示第105号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則第4条第1項の規定により交付の決定をした補助金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成30年3月31日長野市告示第164号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市地域伝統産業支援補助金交付要綱第5の規定は、平成30年度分以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年4月1日長野市告示第174号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市地域伝統産業支援補助金交付要綱第5の規定は、令和2年度分以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月30日長野市告示第153号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市地域伝統産業支援補助金交付要綱第5の規定は、令和3年度分以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度分までの補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

様式第1号（第6関係）

（表）

長野市地域伝統産業支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

連絡先（電話）

年度において、長野市地域伝統産業支援補助金事業を下記のとおり実施したので、補助金 円を交付してください。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の実施計画
- 4 補助事業の完了予定年月日
- 5 関係書類
 - (1) 事業に係る実施計画書
 - (2) 事業に係る収支予算書
 - (3) 団体の規約及び構成員の名簿
 - (4) 地域伝統産業に該当することを確認できる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(裏)
同 意 書

年 月 日

(宛先) 長野市長

長野市地域伝統産業支援補助金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

連絡先（電話）

㊞

様式第2号（第7関係）

長野市地域伝統産業支援補助金事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度長野市地域伝統産業支援補助金事業の内容を下記のとおり変更したいの
で、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第4号（第8関係）

長野市地域伝統産業支援補助金事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった年度
長野市地域伝統産業支援補助金事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の内容

2 補助事業の完了年月日

3 関係書類

- (1) 事業に係る実施報告書
- (2) 事業に係る収支決算書
- (3) 事業の実施状況を写した写真及び実施状況を表す資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第9関係）

長野市地域伝統産業支援補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

主たる事務所の所在地
 団体の名称
 代表者の氏名
 連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった 年度補助
 金を下記のとおり交付してください。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 確 定 額 | 円 |
| 2 概算払を受けた額 | 円 |
| 3 請 求 額 | 円 |
| 4 送 金 先 | |

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協						支店 支所 出張所						
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入してください。)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入してください。)										

様式第6号（第9関係）

長野市地域伝統産業支援補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

主たる事務所の所在地
 団体の名称
 代表者の氏名
 連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付決定のあった
 年度補助金について、下記のとおり概算払をしてください。

記

1 交付決定額 円

2 請求額 円

3 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協					支店 支所 出張所							
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入してください。)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入してください。)										

④ 長野市大型店の出店等に係る事業計画の審査等に関する要綱

(平成17年長野市告示第79号)

改正 平成20年長野市告示254号

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市商業環境形成指針（平成16年11月策定）に基づき、まちづくりに配慮し、地域と共生する良好な商業環境の形成を推進するため、大型店の新設をする者及び既存の建物の増築等を行う者が策定する事業計画について必要な審査等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 店舗面積 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。

(2) 開発区域 現に一体となって利用に供されている1若しくは2以上の土地又は一体としての利用に供することができる1若しくは2以上の土地で、大型店の設置を目的に土地の区画形質の変更を行おうとする区域をいう。

(3) 大型店 次のいずれかに該当する建物をいう。

ア 開発区域内に存する1又は2以上の建物であって、その店舗面積の合計が5,000平方メートル以上であるもの

イ 開発区域内に存する1又は2以上の建物であって、その店舗面積の合計が1,000平方メートル以上であるもののうち、当該開発区域の面積が2万平方メートル以上であるもの

(4) 大型店の新設 次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 大型店を新設する行為

イ 既存の建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより、当該建物が大型店となる行為（次号に該当する行為を除く。）

(5) 増築等 既存の建物について増築、改築、用途の変更その他の店舗面積を増加させる行為（同一の敷地内において別の建物を建設する場合を含む。）で、増加させる店舗面積が次のア又はイのいずれか小さい面積を超えることとなるものをいう。ただし、当該行為の結果、店舗面積の合計が5,000平方メートル以上となる場合（増築等を行う前の店舗面積が5,000平方メートル以上である建物について増築等を行う場合を含む。）に限る。

ア 1,000平方メートル

イ 当該行為により増築等を行う前の店舗面積の10分の1に相当する面積

(事前説明)

第3 大型店の新設をしようとする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し、又は供させるためその建物の一部の新設をしようとする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し、又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときは、その者を含む。以下同じ。）又は既存の建物について増築等をしようとする者は、第4の規定による市長に対する

届出のおおむね2週間前までに、長野市大型店出店等事業計画概要書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するとともに、市長に対し大型店の新設等又は既存の建物の増築等の計画について説明を行うものとする。

- (1) 縮尺1万分の1の位置図
- (2) 縮尺2,500分の1の敷地現況図
- (3) 縮尺1万分の1の土地利用計画図
- (4) その他市長が必要と認める書類
（事業計画の届出）

第4 大型店の新設をしようとする者又は既存の建物について増築等をしようとする者（以下「大型店出店等計画者」という。）は、法第5条第1項、第6条第2項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による長野県知事への届出のおおむね3月前までに、長野市大型店出店等事業計画届出書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出るものとする。

- (1) 縮尺1万分の1の位置図
- (2) 縮尺2,500分の1の敷地現況図
- (3) 縮尺1万分の1の土地利用計画図
- (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面
- (5) 敷地に係る土地の地番、面積、所有者等の一覧表
- (6) 市長が別に定める事業の概要を記載した書類
- (7) 市長が別に定める出店計画項目表
- (8) その他市長が必要と認める書類
（事業計画の審査等）

第5 市長は、第4の規定による届出があったときは、長野市商業環境形成指針に基づき大型店出店等計画者の事業計画の審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査が終了したときは、当該審査の結果を大型店出店等計画者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、大型店出店等計画者に対し、事業計画に係る地域貢献、地域共生等に関する意見を付することができる。

（市長の意見に対する回答）

第6 大型店出店等計画者は、第5第2項の規定による市長の意見があったときは、市長が別に定める期日までに当該意見に対する回答を行うものとする。

2 市長は、前項の回答があった場合において特に必要があると認めるときは、大型店出店者等に対して再度意見を付することができる。

3 第1項の規定は、前項の規定により市長が再度意見を付した場合について準用する。

（実地調査等）

第7 市長は、大型店出店等計画者が大型店の新設又は既存の建物の増築等を終了したときは、必要に応じ実地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、第4の規定による届出の内容又は第6第1項（同第6第3項において準用する場合を含む。）の回答の内容に適合しないと認めるときは、大型店出店等計画者に対し、当該届出の内容又は回答に適合させるよう求めることができる。

(勧告)

第8 市長は、大型店出店等計画者について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することがある。

(1) 第6第1項又は第2項の市長の意見に対し、正当な理由がなく回答を行わないとき。

(2) 第7第2項の規定による市長の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じないとき。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成17年長野市告示第79号)

この要綱は、平成17年2月2日から施行する。

附 則 (平成20年長野市告示254号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市大型店の出店等に係る事業計画の審査等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に市長に対して事業計画の届出を行う場合について適用し、施行日前にこの要綱による改正前の長野市大型店等事業計画の届出に関する行政指導要綱の規定により市長に対して事業計画の届出を行った者については、なお従前の例による。

⑤ 長野市事業承継等促進事業補助金交付要綱

(令和2年長野市告示第 458号)

改正 令和3年長野市告示第94号

(趣旨)

第1 この要綱は、市内の中小企業者による円滑な事業承継等を促進し、もって本市の経済基盤の維持及び経済の活性化に資するため、中小企業者が行う事業承継等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則(昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する者をいう。
- (2) 事業承継 中小企業者がその親族又はその役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員にその事業を引き継ぐことをいう。
- (3) M&A 中小企業者が事業譲渡、株式譲渡その他の方法により第三者(中小企業者の親族又はその役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員以外の者をいう。以下同じ。)にその事業を引き継ぐことをいう。
- (4) 事業承継等 事業承継及びM&Aをいう。
- (5) 支援機関 本市と地域活力の創出に向けたアドバイスパートナー協定を締結した金融機関、公益財団法人長野県中小企業振興センターの長野県事業承継・引継ぎ支援センター及び長野県よろず支援拠点、長野商工会議所、長野市商工会並びに信州新町商工会をいう。
- (6) 専門事業者 税理士事務所、会計事務所、法律事務所、金融機関その他コンサルティング(相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。以下同じ。)、マッチング(事業承継等の当事者となり得る中小企業者同士が接触することをいう。以下同じ。)に係る支援等事業承継等に係る業務を行う事業者(支援機関が当該業務を行う場合には、当該支援機関を含む。)をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

- (1) 中小企業者の主たる事業所又は事務所が市内に所在すること。
- (2) 中小企業者以外の者が単独で、当該中小企業者の発行済株式総数の2分の1以上の所有又は出資総額の2分の1以上の出資をしていないこと。
- (3) 中小企業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(長野市暴力団排除条例(平成26年長野市条例第40号)第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)等でなく、かつ、暴力団員及び暴力団関係者等が当該中小企業者の経営に参画等をしていないこと。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(交付対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、支援機関の支援を受けて、市内で1年以上引き続いて営む事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に係る事業、宗教的及び政治的な事業並びに公序良俗に反する事業を除く。)を事業承継等により譲り渡そうとする交付対象者が、

専門事業者に委託して行う次に掲げる事業とする。

(1) 事業承継計画策定等事業（初期診断、課題分析及びコンサルティング、企業価値及び譲渡価格の算定、企業概要書の作成並びに事業承継の計画の策定等に係る事業をいう。以下同じ。）

(2) M&A計画策定等事業（初期診断、課題分析及びコンサルティング、企業価値及び譲渡価格の算定、企業概要書の作成、M&Aの計画の策定、M&Aの仲介、マッチングの登録並びにデューデリジェンス（企業の資産価値を適正に評価することをいう。以下同じ。））等に係る事業をいう。以下同じ。）

（交付対象経費）

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に係る別表に掲げる経費とする。

（補助率等）

第6 補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算定された補助金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の条件）

第7 この補助金の交付に係る条件は、次に掲げるものとする。

(1) 補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日までに補助事業の完了（補助事業に要する経費の支払の完了を含む。）をすること。

(2) 補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

(3) 市長が報告を求めたときは、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間は、補助事業に係る資料等の提出及び報告をすること。

(4) その他市長が必要と認めること。

（補助金の交付の制限）

第8 この補助金の交付に係る制限は、次に掲げるものとする。

(1) 交付対象経費に対して、国、県、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている他の補助金等の交付を受けていないこと。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 補助金の交付は、年度を問わず、1中小企業者につき、事業承継計画策定等事業に係るもの又はM&A計画策定等事業に係るもののいずれか1回までとすること。

(4) その他市長が必要と認めること。

（補助金の申請等）

第9 規則第3条に規定する申請書は、長野市事業承継等促進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 事業承継等支援証明書（様式第4号）

(4) 暴力団排除表明・確約書（様式第5号）

(5) 交付対象経費に係る見積書の写し

(6) 法人にあっては登記事項証明書、個人事業主にあっては確定申告書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業を開始する日前とする。

（補助事業の内容の変更等）

第10 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類に市長が必要と認める書類を添えて提出し行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市事業承継等促進事業補助金変更承認申請書（様式第6号）
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市事業承継等促進事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第7号）
（補助金の実績報告）
- 第11 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市事業承継等促進事業補助金実績報告書（様式第8号）によるものとする。
- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 収支決算書（様式第9号）
 - (2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
 - (3) 事業承継等に係る専門事業者との業務委託に係る契約書の写し
 - (4) 事業承継等に係る契約書の写し（事業承継等に係る契約を締結した場合に限る。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
 - 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
（補助金の交付請求書）
- 第12 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市事業承継等促進事業補助金交付請求書（様式第10号）によるものとする。
（補助金の交付決定の取消し）
- 第13 市長は、補助事業者が、規則第13条第1項各号に該当するときのほか、この要綱の規定に違反したと認めるときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
（事業承継等に係る取組状況の報告）
- 第14 補助事業者は、第11第1項及び第2項に規定する書類を提出する場合に、事業承継等に係る契約を締結していないときは、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から当該契約を締結する日の属する年度までの間、毎年度4月30日までに市長に長野市事業承継等促進事業補助金取組状況報告書（様式第11号）により事業承継等に係る取組状況を報告するものとする。
- 2 補助事業者は、事業承継等に係る契約を締結したときは、速やかにその契約書の写しを市長に提出するものとする。
（補則）
- 第15 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年長野市告示第458号）

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

附 則（令和3年長野市告示第94号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

別表（第5、第6関係）

事業区分	交付対象経費		補助率等
事業承継計画策定等事業	(1) 初期診断に係る経費 (2) 課題分析及びコンサルティングに係る経費 (3) 企業価値及び譲渡価格の算定に係る経費 (4) 企業概要書の作成に係る経費 (5) 事業承継の計画の策定に係る経費 (6) その他市長が事業承継に必要と認める経費	次に掲げる経費を除く。 (1) 専門事業者に対する顧問料及びこれに準ずる経費 (2) 官公庁等の手続き及び書類の作成並びに個別の案件に係る訴訟及びトラブルの対応に係る経費	交付対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、50万円を限度とする。
M&A計画策定等事業	(1) 初期診断に係る経費 (2) 課題分析及びコンサルティングに係る経費 (3) 企業価値及び譲渡価格の算定に係る経費 (4) 企業概要書の作成に係る経費 (5) M&Aの計画の策定に係る経費 (6) M&Aの仲介に係る手数料 (7) マッチングの登録料 (8) デューデリジェンスに係る経費 (9) その他市長がM&Aに必要と認める経費	(3) M&Aが成立したときに支払う成功報酬 (4) その他市長が事業承継等着手事業に必要でないとする経費	交付対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、50万円を限度とする。

様式第1号（第9関係）

長野市事業承継等促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年度において、事業承継等促進事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

1 補助事業の内容

補助事業の内容	実施期間	補助対象経費の額
		円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業承継等支援証明書（様式第4号）
- (4) 暴力団排除表明・確約書（様式第5号）
- (5) 交付対象経費に係る見積書の写し
- (6) 法人にあつては登記事項証明書、個人事業主にあつては確定申告書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

同意書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市事業承継等促進事業補助金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所

氏 名

㊞

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第2号（第9関係）

（表）
事業計画書

1 申請者の概要

事業者名			
代表者名			
所在地			
資本金	円	設立年月日	年 月 日
従業員数	名	業種	
事業内容及び組織	<事業内容>		
	<組織>		
連絡担当者名			
電話・FAX	電話：	FAX：	
E-mail			
HPアドレス			

※事業内容及び組織は、会社案内等の添付により省略できます。

様式第3号（第9関係）

収支予算書

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

【収入の部】

項 目	金 額	摘 要
自 己 資 金	円	
借 入 金	円	
長野市補助金見込	円	
そ の 他	円	
計	円	

【支出の部】

項 目	事 業 費	補助対象経費	摘 要
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

様式第4号（第9関係）

事業承継等支援証明書

年 月 日

（宛先）長野市長

証明者
所在地
事業者名
代表者名

次の中小企業者による長野市事業承継等促進事業補助金交付要綱第4に規定する
交付対象事業の実施に当たり、次のとおり支援したことを証明します。

中小企業者名	
実施事業	事業承継計画策定等事業 ・ M&A計画策定等事業
支援開始日	年 月 日
支援内容	

様式第5号（第9関係）

暴力団排除表明・確約書

（宛先）長野市長

- 1 私（当社）は、現在又は将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明・確約（ いたします ・ いたしません ）。
 - （1）暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （2）暴力団準構成員
 - （3）長野市暴力団排除条例第6条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものとして市長が別に定める者
 - （4）総会屋等
 - （5）その他暴力団事務所に出入りする等前各号のいずれかに準ずる者
- 2 私（当社）は、現在又は将来にわたって、1の反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次に掲げる事項のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約（ いたします ・ いたしません ）。
 - （1）反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - （2）反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - （3）反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - （4）その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 私（当社）は、自ら又は自ら以外の者を利用して次に掲げる事項のいずれの行為も行わないことを表明・確約（ いたします ・ いたしません ）。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて長野市の信用を毀損し、又は長野市の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- 4 私（当社）は、上記のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告無しで補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、当該取消しに係る部分に関する補助金が交付されず、又は交付された補助金の返還を求められてもこれに一切異議を申し立てず、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約（ いたします ・ いたしません ）。

年 月 日

自署

〔申請者が法人にあっては、代表者が会社等の
名称及び代表者氏名を自署してください。〕

様式第6号（第10関係）

長野市事業承継等促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた 年度事業承継等促進事業補助金の内容を下記のとおり変更したいの
で、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第7号（第10関係）

長野市事業承継等促進事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた 年度事業承継等促進事業補助金の内容を下記のとおり中止（廃止）
したいので、承認してください。

記

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由

- 2 補助事業の遂行状況

- 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日

- 4 その他

様式第8号（第11関係）

長野市事業承継等促進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた 年度事業承継等促進事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の内容

補助事業の内容	実施期日又は期間	補助対象経費の額
		円

2 関係書類

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (3) 事業承継等に係る専門事業者との業務委託に係る契約書の写し
- (4) 事業承継等に係る契約書の写し（事業承継等に係る契約を締結した場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第11関係）

収支決算書

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

【収入の部】

項 目	金 額	摘 要
自 己 資 金	円	
借 入 金	円	
長野市補助金見込	円	
そ の 他	円	
計	円	

【支出の部】

項 目	事 業 費	補助対象経費	摘 要
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

様式第10号（第12関係）

長野市事業承継等促進事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた
年度事業承継等促進事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 確 定 額 円

2 請 求 額 円

3 送 金 先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)											
	銀行・金庫 信組・農協	支店 支所 出張所										
	預金種別	口座番号 (右詰めで記入)										
	普通・当座											
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)											
	記号	番号 (右詰めで記入)										

様式第11号（第14関係）

長野市事業承継等促進事業補助金取組状況報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた
年度事業承継等促進事業補助金について、長野市事業承継等促進補助金交付要綱
第14第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業承継等に向けた取組状況

(3) 工 業

①長野市新技術等共同研究開発事業補助金交付要綱

(旧長野市ものづくり研究開発事業補助金交付要綱)

(趣旨)

第1 この要綱は、本市産業の活性化及び発展を目的として、中小企業者等と研究機関又は企業者（以下「研究機関等」という。）との連携を促進し、市内企業の技術力の向上を図るため、中小企業者等が行う新技術等共同研究開発事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新技術等共同研究開発事業 中小企業者等が研究機関等との共同研究により、新材料及び製品の開発並びにその利用又は生産加工に関わる技術を開発する事業をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者
- (3) 企業者 個人又は法人の別、資本金の額、従業員の数等を問わず、営利を目的として事業を営む者をいう。
- (4) 研究機関 次に掲げるものをいう。
 - ア 国立大学法人信州大学
 - イ 独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校
 - ウ 長野県工業技術総合センター
 - エ その他市長が適当と認める機関
- (5) 共同研究 次に掲げるものをいう。
 - ア 研究機関等と共同して行う研究に関する契約を締結して行う研究
 - イ 研究機関等と共同して行う委託研究に関する契約を締結して行う研究
 - ウ 研究機関等に所属する個人から技術指導を受けて行う研究
 - エ その他市長が適当と認める研究

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、新技術等共同研究開発事業を行う中小企業者等であって、次の各号のいずれかに該当するもの（市税を滞納していない者に限る。）とする。

- (1) 市内に事業所又は工場を有する中小企業者等（中小企業者等以外の法人が、当該中小企業者等の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資しているものを除く。）
- (2) 市内に事業所又は工場を有しない中小企業者等であって、共同研究による事業化を市内に進めようとするもの（当該事業に係る事業所又は工場を市内に設置することが明らかに見込まれる場合に限る。）
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(対象事業)

第4 補助金の対象となる新技術等共同研究開発事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 国、他の地方公共団体等の補助金を受けていない事業
- (2) 研究開発に要する期間が、交付決定日の属する年度の翌年度の3月31日までに終了する事業

(対象経費)

第5 補助金の対象となる経費は、新技術等共同研究開発事業に要する経費で別表に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助率等)

第6 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、200万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

3 最初の補助金の交付決定後における第1項の規定の適用については、同項中「200万円」とあるのは、「最初に補助金の交付決定をした額」とする。

(補助金の申請等)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市新技術等共同研究開発事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が別に定める事業計画書
- (2) 市長が別に定める経費内訳書
- (3) 市税の納付確認に関する同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の内容の変更等)

第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市新技術等共同研究開発事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき 長野市新技術等共同研究開発事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市新技術等共同研究開発事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が別に定める研究結果報告書
- (2) 市長が別に定める支出明細書及び取得財産一覧表

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して10日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市新技術等共同研究開発事業補助

金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

- 2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、長野市新技術等共同研究開発事業補助金交付請求書（概算払用）（様式第5号の2）によるものとする。
- 3 前項に規定する概算払による補助金の交付は、交付決定額の2分の1を超えない範囲内において、1年度につき1回を限度とする。

（財産の管理及び処分）

第11 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した後も、当該補助事業により取得し、又は効用を増加した機械等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、市長が別に定める期間内に財産（その取得価格又は効用の増加に係る価格が1件当たり50万円以上のものに限る。）の処分をするときは、あらかじめ長野市新技術等共同研究開発事業財産処分承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産の処分による収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（産業財産権に関する届出）

第12 補助事業者は、補助事業により実施した発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権等（以下「産業財産権」という。）を補助金の交付決定があった日から当該補助事業の完了の日以後5年を経過した日までの間に出願若しくは取得したとき又は産業財産権を譲渡し若しくは実施権を設定したときは、長野市新技術等共同研究開発事業に係る産業財産権出願等届出書（様式第7号）により速やかに市長に届け出なければならない。

（成果の発表等）

第13 市長は、補助事業者にその研究成果を発表させることがある。

- 2 市長は、補助事業者に対し、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することがある。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第64条第1項の規定による出願公開後に行うものとする。

（補助事業終了後の状況報告）

第14 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度の終了後15日以内に、当該補助事業に係る市内における過去1年間の活動状況等について、長野市新技術等共同研究開発事業状況報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

（帳簿等の整備）

第15 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補則）

第16 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月30日告示第155号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 3月31日告示第 149号）

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 3年12月27日告示第 650号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4年 1月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則（令和 5年 3月30日長野市告示第188号）

（施行期日）

1 この要綱中第 1 の規定は告示の日から、第 2 の規定は令和 5年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 第 2 の規定による改正後の長野市新技術等共同研究開発事業補助金交付要綱の規定は、令和 5年 4月 1日以後に交付の申請が行われる事業に係る補助金について適用し、同日前に交付の申請が行われた事業に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第5関係）

区分		内容
研究により発生する経費	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	機械装置・工具器具費・ソフトウェア開発費	機械装置（開発に必要なソフトウェア、サーバ等含む）又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
	委託・外注費	外部委託、外注加工に要する経費
	直接人件費	ソフトウェア開発に直接従事する従業員の時間分の給与、賃金（補助対象経費の1/2を超えない額）
	諸経費	旅費、文献購入費、会議費、会場費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、役務費等
研究機関等との連携により発生する経費	共同研究費	研究機関等との連携に要する経費（研究の成果が研究終了後申請者又は研究機関等に帰属することとなるものの経費を除く。）

長野市新技術等共同研究開発事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度及び 年度において、新技術等共同研究開発事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の実施計画
- 4 補助事業の完了予定年月日
- 5 関係書類
 - (1) 市長が別に定める事業計画書
 - (2) 市長が別に定める経費内訳書
 - (3) 市税の納付確認に関する同意書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

長野市新技術等共同研究開発事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた新技術等共同研究開発事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

中止
長野市新技術等共同研究開発事業 承認申請書
廃止

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつ
た新技術等共同研究開発事業の内容を下記のとおり 中止
したいので、承認してくだ
さい。 廃止

記

- 中止
- 1 補助事業の 理由
廃止
 - 2 補助事業の遂行状況
 - 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日
 - 4 その他

長野市新技術等共同研究開発事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた新技術等共同研究開発事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の内容

2 関係書類

- (1) 市長が別に定める研究結果報告書
- (2) 市長が別に定める支出明細書及び取得財産一覧表

長野市新技術等共同研究開発事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた補助金を下記のとおり交付してください。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 確 定 額 | 円 |
| 2 概算払を受けた額 | 円 |
| 3 請 求 額 | 円 |
| 4 送 金 先 | |

金融機関	銀 行 信用金庫 農 協 店 所								
口座の種類	当 座 普通預金								
(フリガナ)									
口座の名義									
口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>								

長野市新技術等共同研究開発事業補助金交付請求書（概算払用）

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付決定のあつた補助金
について、下記のとおり概算払をしてください。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 請求額 | 円 |
| 3 送金先 | |

金融機関	銀 行 信用金庫 農 協 店 所																				
口座の種類	当 座 普通預金																				
(フリガナ)																					
口座の名義																					
口座番号	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>																				

長野市新技術等共同研究開発事業財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付決定のあつた長野市新技術等共同研究開発事業補助金により取得（効用の増加）した財産を次のとおり処分することについて、下記のとおり承認してください。

記

1 取得（効用の増加した）財産

(1) 品名

(2) 取得（効用の増加した）年月日 年 月 日

(3) 取得価格（効用の増加に係る費用） 円

2 処分の方法

3 処分の理由

長野市新技術等共同研究開発事業に係る産業財産権出願等届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた新技術等共同研究開発事業に関し、下記のとおり産業財産権を出願（取得・譲渡・実施権の設定）したので、届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 産業財産権の種類及び番号
- 3 出願等をした内容
- 4 相手先及び条件（譲渡又は実施権設定の場合）

長野市新技術等共同研究開発事業状況報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた新技術等共同研究開発事業の状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 年度状況報告
- 2 追加試験研究の実施状況
 - (1) 研究の内容
 - (2) 研究に要した経費 金 円
- 3 今後の見通し

(第7関係)

事業計画書

研究テーマ					
研究区分	ものづくり枠		ソフトウェア枠		
申請者	氏名又は名称		資本金等	円	
	電話番号		従業員数	人	
	FAX番号				
実施地	主要な実施地				
	その他の実施地				
主任研究者	所属及び職名				
	氏名				
研究機関等	名称				
	所属				
	職名				
	氏名				
	連絡先等				
研究目的					
研究内容					
研究目標					
研究期間	開始予定年月日	令和	年	月	日
	完了予定年月日	令和	年	月	日
費用	補助事業に要する費用				円
	補助金交付申請額				円
過去の補助金 交付実績（現在 申請中のもの を含む。）	補助事業の名称				
	補助金の交付者				
	補助金交付金額				円
	交付年月日	令和	年	月	日

添付資料

- 1 会社概要
- 2 研究機関等との連携の状況
- 3 研究内容の詳細（研究内容に係る背景、これまでの研究実績、今後の研究予定、目標等）
- 4 事業所等における当該会計年度の前年度の収支決算書
- 5 法人登記簿謄本

(第7関係)

経 費 内 訳 表

1 収入

(単位：円)

経費区分	金額	調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他の ()		
合計		

2 支出

(単位：円)

経費区分		種別	仕様	単位	数量	単価	補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象 経費 (税別)	補助金交 付申請額	備考
研究により 発生する 経費	原材料費									
	小計									
	機械装置・工 具器具費									
	小計									
	委託・外注費									
	小計									
直接人件費										
小計										
諸経費										
小計										
研究機関 等との連 携により 発生する 経費	共同研究費									
小計										
合計										

備考1 「種別」の欄には、経費の原材料、機械装置等の品名、旅費、謝金等の目的など、経費の内容がわかるように記入すること。

2 「仕様」の欄には、型式、性能、構造等を記入すること。

(第7関係)

同 意 書

令和 年 月 日

(宛先) 長野市長

長野市新技術等共同研究開発事業補助金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所

氏 名

印

(第9関係)

別紙1

研究結果報告書

1 研究の経過

(1) 研究担当者

	氏名	所属	職名	分担した研究開発事項
主任研究者				
研究担当者				

(2) 実施地

	所在地	電話番号	研究開発項目
主要な実施地			
その他の実施地			

(3) 研究期間

開始年月日 令和 年 月 日

完了年月日 令和 年 月 日

(4) 研究の日程

(5) 研究開発の実績及び成果

2 産業財産権の取得状況

3 今後の研究等の予定

(第9関係)

別紙2

支出明細書

(単位：円)

経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価	補助事業に 要した経費 (税込)	補助対象 経費 (税別)	補助金 交付額	備考
原材料費									
	小計								
機械装置・工 具器具費									
	小計								
委託・外注費									
	小計								
直接人件費									
	小計								
諸経費									
	小計								
共同研究費									
	小計								
合計									

取得財産一覧表

区分	財産名	規格	単位	数量	単価	金額	取得年月 日	保管場 所	備考
					円	円			

(第9関係)

別紙3

健保等級証明書

事業期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

年度	健保等級					
従事者氏名	月	月	月	月	賞与の支給回数	備考

年 月 日

長野市新技術等共同研究開発補助金に係るソフトウェアの開発に直接従事する従業者の健保等級について、上記のとおり証明します。

名称（会社名等）

所属部署名

証明者氏名（自署）

※事業の開始月、定時決定月（9月）、新規の登録従事者の従事開始月、健保等級に改定がある月は必ず記載してください。

※本様式は、健保等級適用者のみ使用します。

(第9関係)

別紙4

給与証明書

事業期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

従事者氏名				
給与形態	年俸制・月給制・日給制・時給制			
月額給与	基本給 (円)	手当等 (円)	賞与相当額 (円)	備考
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				

年 月 日

長野市新技術等共同研究開発補助金に係るソフトウェアの開発に直接従事する従業者の給与支給額について、上記のとおり証明します。

名称 (会社名等)

所属部署名

証明者氏名 (自署)

※事業の開始日、新規の登録事業者の事業開始月、給与に変更がある月については必ず記載してください。

※本様式は、健保等級適用者以外の者のみ使用してください。

(第9関係)

別紙5

人件費明細書

事業期間	年 月 日～ 年 月 日					
従事者名						
雇用関係	健保等級適用者 ・ 健保等級適用者以外の者			健保等級適用者 ・ 健保等級適用者以外の者		
	時給	従事した 時間	小計	時給	従事した 時間	小計
4月分						
5月分						
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						
1月分						
2月分						
3月分						
合計						

(第9関係)

別紙6

業務日報

年 月分

管理者	所属	
	役職	
	氏名	
従事者	所属	
	役職	
	氏名	

		従事時間帯 (24 時間制で時刻入力)						管理 者承 認欄	具体的な 研究内 容、作業 内容等
		午前			午後				
日	曜日	開始 時間	終了 時間	除外 時間	開始 時間	終了 時間	除外 時間		
例 1	火	9:00	12:00	0:30	13:00	18:00	1:30	6:00	要件定義書の作成
合計								0:00	
								0	時間換算

- ※適宜行を追加して記載してください。
- ※時間換算の欄については時間数を十進法にて記載してください。(例 7:45=7.75)
- ※従事者は毎日自分で記載し、管理者は管理者承認欄に押印または署名をしてください。

② 長野市新産業創出・販路開拓事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新たな産業の創出及び販路の開拓を促進し、もって本市の産業の振興を図るため、中小企業者等（中小企業者又は共同グループをいう。以下同じ。）が行う新産業創出事業及び販路開拓事業に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者をいう。
- (2) 共同グループ 新産業創出事業又は販路開拓事業を共同で行う複数の中小企業者で構成された団体又は一若しくは複数の中小企業者と研究機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学若しくは高等専門学校又は長野県工業技術総合センターその他市長が認める法人、機関等をいう。）とで構成された団体で、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
 - ア 当該団体を構成する中小企業者の総数の2分の1以上が市内の中小企業者であること。
 - イ 当該団体の代表者が市内の中小企業者であること。
 - ウ 会計担当者を当該団体の代表者たる中小企業者の事業所に置いていること。
- (3) 新産業創出事業 次に掲げる開発をするための調査研究及び試作品の製造並びに開発した製品、方法等の特許を取得する事業をいう。
 - ア 新製品、新工法又は新システムの開発
 - イ 機械、器具又は装置の省力化、高機能化又は動力化を図るための技術開発
 - ウ その他市長が適当と認める開発
- (4) 販路開拓事業 製品の新たな販路を開拓するための調査研究又は市外で開催される展示会、見本市等への出展を行う事業
(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、中小企業者等とする。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者等には、補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納している中小企業者又は市税を滞納している中小企業者により構成されている共同グループ
- (2) この要綱による補助金と同様のものとして市長が認める補助金、助成金等の交付を受けている中小企業者等
- (3) 前2号に掲げる中小企業者等のほか、市長が不適当と認めるもの
(対象経費及び補助率等)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助率は、次のとおりとする。

区分	対象経費	補助率
新産業創出事業	(1) 講師の謝礼金及び交通費 (2) 試作品の製造に係る原材料費、機械装置、機械器具等の購入費及び賃借料 (3) 試作品の加工委託費 (4) 試験研究機関等への試験委託費 (5) 特許権その他の工業所有権の取得に係る弁理士報酬、申請費用等の経費 (6) その他市長が適当と認める経費	対象経費の2分の1以内。ただし、30万円を限度とする。
販路開拓事業	(1) 講師の謝礼金及び交通費 (2) 経済研究所等への販路に係る調査委託費 (3) 展示会、見本市等への出展のための小間の賃借料及び看板その他必要な装飾等に要する経費	

- 2 対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(補助金の申請等)
- 第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市新産業創出・販路開拓事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。
- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるもの(申請者が中小企業者である場合は、第1号から第4号まで及び第7号に掲げる書類に限る。)とする。
- (1) 事業計画書
 - (2) 概要書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 市税の納付確認に関する同意書
 - (5) 共同グループの規約
 - (6) 共同グループの代表者、会計担当者、構成員その他組織の概要を示す書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する申請書等の提出期限、前項に規定する関係書類の様式その他の申請に必要な事項は、市長が別に定める。
(補助事業の内容の変更等)
- 第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市新産業創出・販路開拓事業変更承認申請書(様式第2号)
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市新産業創出・販路開拓事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)
(実績報告)
- 第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市新産業創出・販路開拓事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。
- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 結果報告書
 - (2) 支出明細書
 - (3) 取得財産一覧表

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求書)

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市新産業創出・販路開拓事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(成果の発表)

第9 市長は、補助事業者にその研究成果を発表させることがある。この場合において、当該研究成果が特許出願に係るものであるときは、特許法(昭和34年法律第121号)第64条第1項の規定による出願公開後に発表させるものとする。

(帳簿の整備等)

第10 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年12月27日長野市告示第650号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

長野市新産業創出・販路開拓事業補助金交付申請書

年 月 日

長野市長 様

申請者名称
(代表) 中小企業者名称
代表者氏名
(代表) 中小企業者の
主たる事務所の所在地
連絡先（電話）

年度において、長野市新産業創出・新販路開拓事業を下記のとおり実施
したいので、補助金 円を交付してください。

記

- 1 補助事業の区分 新産業創出事業 ・ 販路開拓事業
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 補助事業の実施計画
- 5 補助事業の完了予定年月日
- 6 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 概要書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 市税の納付確認に関する同意書
 - (5) 共同グループの規約
 - (6) 共同グループの代表者、会計担当者、構成員その他組織の概要を示す書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6関係）

長野市新産業創出・販路開拓事業変更承認申請書

年 月 日

長野市長 様

申請者名称
(代表) 中小企業者名称
代表者氏名
(代表) 中小企業者の
主たる事務所の所在地
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度長野市新産業創出・販路開拓事業の内容を下記のとおり変更したいの
で、承認してください。

記

- 1 補助事業の区分 新産業創出事業 ・ 販路開拓事業
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 その他

長野市新産業創出・販路開拓事業 中止
廃止 承認申請書

年 月 日

長野市長 様

申請者名称
(代表) 中小企業者名称
代表者氏名
(代表) 中小企業者の
主たる事務所の所在地
連絡先(電話)

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度長野市新産業創出・販路開拓事業を下記のとおり 中止 したいので、
廃止 承認してください。

記

- 1 補助事業の区分 新産業創出事業 ・ 販路開拓事業
- 2 補助事業の中止・廃止の理由
- 3 補助事業の遂行状況
- 4 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日
- 5 その他

長野市新産業創出・販路開拓事業実績報告書

年 月 日

長野市長 様

申請者名称
(代表) 中小企業者名称
代表者氏名
(代表) 中小企業者の
主たる事務所の所在地
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた
年度長野市新産業創出・販路開拓事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の区分 新産業創出事業 ・ 販路開拓事業

2 補助事業の内容

3 関係書類

- (1) 結果報告書
- (2) 支出明細書
- (3) 取得財産一覧表

長野市新産業創出・販路開拓事業補助金交付請求書

年 月 日

長野市長 様

申請者名称
 (代表) 中小企業者名称
 代表者氏名
 (代表) 中小企業者の
 主たる事務所の所在地
 連絡先(電話)

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった
 年度補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 確定額 円

2 請求額 円

3 送金先

金融機関	銀行 信用金庫 農協									店 所
口座の種類	当座・普通									
(フリガナ)										
口座の名義										
口座番号										

③長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内のものづくり産業中小企業者、情報通信関連産業中小企業者及び建設業中小企業者の人材育成に関する取組を促進することにより、これらの中小企業者の技術力、経営力等の向上を図り、もって本市のものづくり産業、情報通信関連産業及び建設業の活性化及び発展に資するため、これらの中小企業者が行う人材育成事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ものづくり産業中小企業者 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者又は第5項の小規模企業者をいう。次号において同じ。）で、製造業を主たる事業とするものをいう。

(2) 情報通信関連産業中小企業者 中小企業者で、情報サービス業を主たる事業とするものをいう。

(3) 建設業中小企業者 中小企業者で、建設業を主たる事業とするものをいう。

(4) 人材育成事業 ものづくり産業中小企業者、情報通信関連産業中小企業者又は建設業中小企業者が自己の事業に係る技術力、経営力等の向上、強化等を図るため、経営者又は従業者に市長が別に指定する団体等が開催する講習会、研修会等（以下「講習会等」という。）を受講させる事業をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有するものづくり産業中小企業者、情報通信関連産業中小企業者又は建設業中小企業者で、市税を滞納していないものとする。

(対象事業及び対象経費等)

第4 補助金の対象となる事業は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに終了する人材育成事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、人材育成事業に要する経費のうち、講習会等に係る受講料及び教材費（以下「補助対象経費」という。）とする。

3 宿泊費、交通費、食料費その他名目のいかなを問わず、補助対象経費以外の経費であると市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

4 第2項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から補助対象経費に係る補助金その他の助成金を受ける場合は、補助対象経費から当該助成金の額を減じて得た額を補助金の交付の対象となる経費とする。

5 前各項の規定にかかわらず、講習会等の開催者等から、当該講習会等の修了その他受講したものと認められなかった者に係る人材育成事業は、補助金の交付の対象としない。

(補助率等)

第5 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、次の各号に掲げる人材育成事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) ものづくり産業中小企業者に係る人材育成事業 受講者1人につき3万円。ただし、一のものづくり産業中小企業者につき1年度当たり10万円を限度とする。

(2) 情報通信関連産業中小企業者に係る人材育成事業 受講者1人につき10万円。ただし、一の情報関連産業中小企業者につき1年度当たり30万円を限度とする。

(3) 建設業中小企業者に係る人材育成事業 受講者1人につき5万円。ただし、一の建設業中小

企業者につき1年度当たり10万円を限度とする。

2 前項本文の規定により、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 人材育成事業計画書

(2) 市税の納付確認に関する同意書

(補助事業の変更等)

第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業変更承認申請書(様式第2号)

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき 長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第8 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 人材育成事業実績概要書

(2) 講習会等を修了等したことを証する書類の写し

(3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月7日から適用する。

附 則 (令和3年12月27日長野市告示第650号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

様式第1号（第6関係）

長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年度において、ものづくり産業中小企業者等人材育成事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

- 1 補助事業者の区分 ものづくり産業中小企業者・情報通信関連産業中小企業者・建設業中小企業者
- 2 補助事業の概要
- 3 関係書類
 - (1) 人材育成事業計画書
 - (2) 市税の納付確認に関する同意書

同 意 書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業補助金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所

氏 名

⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつたものづくり産業中小企業者等人材育成事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

- 1 補助事業者の区分 ものづくり産業中小企業者・情報通信関連産業中小企業者・建設業中小企業者
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつたものづくり産業中小企業者等人材育成事業の内容を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認してください。

記

- 1 補助事業者の区分 ものづくり産業中小企業者・情報通信関連産業中小企業者・建設業中小企業者
- 2 補助事業の中止（廃止）の理由

長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつたものづくり産業中小企業者等人材育成事業を下記のとおり実施しました。

記

- 1 補助事業者の区分 ものづくり産業中小企業者・情報通信関連産業中小企業者・建設業中小企業者
- 2 補助事業の内容
- 3 関係書類
 - (1) 人材育成事業実績概要書
 - (2) 講習会等を修了等したことを証する書類の写し
 - (3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた 年度補助金を下
記のとおり交付してください。

記

- 1 確定額 円
- 2 請求額 円
- 3 送金先

金融機関	銀 行 信用金庫 農 協	店 所				
口座の種類	当 座	普通預金				
(フリガナ)						
口座の名義						
口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>					

(様式)

長野市各種補助金入金先確認書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所

申請者(団体名)

代表者名

連絡先 (電話)

記

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	支店 支店 支店 支所										
口座種類	当座	普通										
フリガナ												
口座名義人												
口座番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											

④長野市高度 I C T 技術者雇用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、市内の中小企業者の人材確保を支援し、企業の事業の拡大及び新たな事業の展開を促進することにより地域経済の活性化を図るため、中小企業者が高度な I C T 関連の知識や技術を有する者を雇用することに要する費用に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高度 I C T 技術者 次のア又はイに掲げる者をいう。

ア I o T、ビッグデータ、A I、A R、V R、セキュリティ等の高度な I C T 関連分野（以下「高度 I C T 分野」という。）について、高等教育機関において専門的な教育を受けた外国人

イ 高度 I C T 分野の職務経験が 3 年以上ある者

(2) 人材紹介会社 職業安定法（昭和22年法律第 141号。以下「法」という。）第 30条に規定する有料職業紹介事業者をいう。

(3) 人材紹介手数料 高度 I C T 技術者の雇用に際し、人材紹介会社に対して支払う手数料のうち、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）別表に規定する受付手数料及び紹介手数料又は法第32条の 3 第 2 号に規定する手数料をいう。

(4) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業を営む者を除く。

(交付対象者)

第 3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 高度 I C T 技術者を 1 年以上雇用していること。

(2) 前号の雇用につき、第 8 に規定する事業の認定の通知を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する中小企業者には、補助金を交付しない。

(1) 市税を滞納している中小企業者

(2) この要綱による補助金と同様のものとして市長が認める補助金、助成金等の交付を受けている中小企業者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(補助対象雇用者)

第 4 補助金の交付の対象となる雇用事業（以下「補助対象事業」という。）に係る雇用契約に基づき雇用される高度 I C T 技術者（以下「補助対象雇用者」という。）は、交付対象者が人材紹介会社から紹介を受けて新たに雇用する常用労働者（雇用保険法（昭和49年法律第 116号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者として同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者で、かつ、雇用期間が 1 年を超えると見込まれる者をい

う。)とする。ただし、交付決定日の前2年間に本事業の補助対象雇用者となった者を除く。

- 2 前項の補助対象雇用者が外国人の場合は、国内で就労可能な在留資格を有していなければならない。

(対象経費)

第5 補助金の交付の対象となる経費(消費税額及び地方消費税額を除く。)は、人材紹介会社を利用して補助対象雇用者を雇用した場合の人材紹介手数料とする。

(補助金の額等)

第6 補助金は、交付の対象となる経費の2分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を交付するものとする。ただし、補助対象雇用者1人当たり50万円を限度とする。

- 2 交付対象者が申請することができる補助対象雇用者の数は、1年度当たり2人を限度とする。

(補助対象事業の認定申請等)

第7 補助対象事業の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長野市高度ICT技術者雇用促進事業補助金認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
- (2) 補助対象雇用者と雇用契約を締結したことを証する書類の写し
- (3) 補助対象雇用者が高度ICT技術者の要件を満たすことを証する書類の写し
- (4) 補助対象雇用者が外国人の場合は、国内で就労可能な在留資格を有することを証する書類の写し
- (5) 人材紹介会社に対して支払う手数料の額を示す書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象雇用者の雇用を開始する日の前日又は人材紹介会社に当該補助対象雇用者に係る人材紹介手数料を支払う日の前日のいずれか早い日とする。

(補助対象事業の認定)

第8 市長は、第7の申請書を受理したときは、内容を審査し、必要に応じ実態調査を行うものとし、補助対象事業として認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第9 規則第3条に規定する申請書は、長野市高度ICT技術者雇用促進事業補助金交付申請書(様式第2号)によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 人材紹介会社に手数料を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 補助対象雇用者を1年以上雇用したことを証する書類の写し
- (3) 雇用保険被保険者等確認通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める場合にあっては、関係書類の全部又は一部を省略することができる。

- 4 第1項及び第2項に規定する書類の提出期限は、補助対象雇用者の雇用を開始した日から1年が経過した日の属する年度の3月31日とする。

(補助金の交付請求)

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市高度ICT技術者雇用促進事業

補助金交付請求書（様式第3号）によるものとする。

（補則）

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年長野市告示第44号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年1月1日以後に補助対象雇用者を雇用する中小企業者について適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年1月1日から同年4月1日までの間に補助対象雇用者の雇用を開始し、又は人材紹介会社に補助対象雇用者に係る人材紹介手数料を支払う中小企業者に係る第7第2項の規定の適用については、同項中「補助対象雇用者の雇用を開始する日の前日又は人材紹介会社に当該補助対象雇用者に係る人材紹介手数料を支払う日の前日のいずれか早い日」とあるのは「この要綱の施行の日」と読み替えるものとする。

（準備行為）

- 3 第7の規定による補助対象事業の認定の申請は、この要綱の施行の日前においても、同第7の規定の例により行うことができる。

附 則（令和3年12月27日長野市告示第650号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

長野市高度ICT技術者雇用促進事業補助金認定申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市高度ICT技術者雇用促進事業を下記のとおり実施したいので、認定してください。

記

1 補助対象雇用者

氏 名	
住 所	
雇 用 開 始 日	年 月 日
技 術 者 の 要 件 (いずれかに○)	ア 高度ICT分野について高等教育機関において専門的な教育を受けた外国人 イ 高度ICT分野の職務経験が3年以上ある者
人材紹介会社名	
人材紹介手数料	円

2 関係書類

- (1) 法人にあつては登記事項証明書及び定款の写し
- (2) 補助対象雇用者と雇用契約を締結したことを証する書類の写し
- (3) 補助対象雇用者が高度ICT技術者の要件を満たすことを証する書類の写し
- (4) 補助対象雇用者が外国人の場合は、国内で就労可能な在留資格を有することを証する書類の写し
- (5) 人材紹介会社へ支払う手数料の額が分かる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

長野市高度ICT技術者雇用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度において、長野市高度ICT技術者雇用促進事業を下記のとおり実施したので、補助金 円を交付してください。

記

1 補助対象雇用者

氏 名	
住 所	
雇 用 開 始 日	年 月 日
技 術 者 の 要 件 (いずれかに○)	ア 高度ICT分野について高等教育機関において専門的な教育を受けた外国人 イ 高度ICT分野の職務経験が3年以上ある者
人材紹介会社名	
人材紹介手数料	円

2 関係書類

- (1) 人材紹介会社に手数料を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 補助対象雇用者を1年以上雇用したことを証する書類の写し
- (3) 雇用保険被保険者等確認通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

同 意 書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市高度ICT技術者雇用促進事業補助金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所

氏 名

印

長野市高度ICT技術者雇用促進事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令第 号で確定のあつた 年度補助金を下記のとおり交付してください。

記

- | | |
|-------|---|
| 1 確定額 | 円 |
| 2 請求額 | 円 |
| 3 送金先 | |

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協					支店 支所 出張所							
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入してください。)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入してください。)										

(4) 産業団地

① 長野市産業団地貸付特約付分譲制度実施要領

長野市産業団地貸付特約付分譲制度実施要領を制定する。

(趣旨)

第1 この要領は、長野市産業団地の貸付特約付分譲制度（以下「特約付分譲」という。）を実施するため、必要な事項を定める。

(目的)

第2 産業団地の特約付分譲は、工場又は事業場を設置しようとする者の初期投資を軽減させ、早期の操業を支援し、もって企業誘致の促進、市内産業の活性化、雇用の創出等地域の振興に資することを目的とする。

(対象地)

第3 特約付分譲は、長野市が取得し、管理する産業団地の未分譲地のうち、市長が特に認める土地（以下「本件土地」という。）を対象とする。

(対象者)

第4 本件土地の特約付分譲を希望する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者について、市長が分譲の可否を決定する。

(1) 対象業種は各産業団地募集要項に定める業種とする。

(2) 本件土地において、特約付分譲契約が成立した後、3年以内に操業を開始することが確実であるものとする。

(3) 原則として、操業開始時において、常時使用する従業員を3人以上雇用しているものとする。

(貸付及び分譲の条件)

第5 特約付分譲における貸付及び分譲の条件は次のとおりとする。

(1) 貸付条件

ア 契約

貸付において締結する契約は、一定の貸付期間満了後に立地企業が本件土地を取得する貸付特約付土地売買契約とする。

イ 貸付期間

契約締結の日から15年以内とし、契約の日から5年以内は、民法601条の規定による賃貸借、賃貸借後10年以内は、民法593条の規定による使用貸借とする。

ウ 貸付料

貸付料は、年額とし、その算定については、別に定める。

(2) 分譲条件

ア 分譲代金

(ア) 市と第4により市長の決定を受けた者（以下「特約契約者」という。）が締結する貸付特約付土地売買契約書（以下「契約書」という。）に定める金額とする。

(イ) 貸付期間中にあっても、分譲代金の一部又は全部を支払うことができる。

(ウ) 分譲代金は、割賦によることができる。

(エ) 割賦による支払いは、10年以内の年賦による元金均等払いとし、年賦の支払いは年2回以内とする。

(オ) 納付額は、契約書に定める金額とする。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金（以下「保証金」という。）は、分譲代金の1割とする。ただし、工場等構造物の解体に見込まれる額に応じて、保証金を増額できるものとする。

(イ) 保証金の納付は、市長が発行する納入通知書によるものとする。

(ウ) 保証金は、特約契約者が分譲代金を完納する際、分譲代金の一部に充当するものとする。

(エ) 契約を解除した場合、保証金は市に帰属するものとする。ただし、特約契約者が契約にかかる用地を原状に復した場合には、当該保証金を返還するものとする。

(オ) 指定用途又は工場等建設計画の変更等により、変更契約を締結する際、(ア)に定める契約保証金のほか、必要とされる額が生じた場合には、別途納付させるものとする。

ウ 所有権の移転等

(ア) 本件土地の所有権は、原則として、分譲代金の全額納付により移転するものとする。

(イ) 所有権の移転登記は、特約契約者の請求により市が登記するものとする。

(ウ) 所有権移転に要する登録免許税その他一切の費用は、特約契約者が負担するものとする。

エ 契約の解除

(ア) 特約契約者が契約に定める義務を履行しない、又はできない場合は、市は、契約を解除することができる。

(イ) 契約を解除した場合、特約契約者は自己の負担により契約にかかる用地を原状に復するものとする。

オ 違約金

(ア) 契約を解除した場合、特約契約者に対して、分譲代金の3割の違約金を徴収するものとする。

(イ) 納入時期は、市長が文書により指定するものとする。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

② 長野市産業団地事業用定期借地制度実施要領

長野市産業団地事業用定期借地制度実施要領を制定する。

(趣旨)

第1 この要領は、長野市産業団地に事業用定期借地制度（以下、「定借制度」という。）を導入することに伴い、定借制度の運用に関し必要な事項を定め、企業誘致の促進を図ることを目的とする。

(目的)

第2 産業団地の定借制度は、工場又は事業場を設置しようとする者の初期投資を軽減させ、早期の操業を支援し、もって企業誘致の促進、市内産業の活性化、雇用の創出等地域の振興に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3 この要領において、「事業用定期借地制度」とは、長野市と市内の産業団地に立地を希望する企業（以下「立地企業」という。）との間で、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条の規定による事業用借地権を設定する賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）を締結することをいう。

(対象地)

第4 事業用定期借地制度は、長野市が取得し、管理する産業団地の未分譲地のうち、市長が特に認める土地（以下「本件土地」という。）を対象とする。

(対象者)

第5 本件土地の事業用定期借地制度を希望する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者について、市長が賃貸借の可否を決定する。

- (1) 対象業種は、各産業団地募集要項に定める業種とする。
- (2) 本件土地を 2,000 m²以上利用する計画があるものとする。
- (3) 本件土地において、事業用定期借地契約が成立した後、3年以内に操業を開始することが確実であるものとする。
- (4) 原則として、操業開始時において、常時使用する従業員を10人以上雇用しているものとする。

(賃貸期間)

第6 事業用定期借地制度による借地権の存続期間（以下「賃貸期間」という。）は、30年とする。

2 賃貸期間は、更新することができない。ただし、再契約することができるものと

する。

(貸付料)

第7 貸付料は、年額とし、その算定については、別に定めるものとする。

- 2 前項の貸付料は、3年ごとに見直しを行い、貸付料の額を改定することができるものとする。また、前回の改定から3年以内において、社会経済情勢その他の理由により、貸付料の額が実情に沿わなくなった場合も同様とする。

(契約保証金)

第8 立地企業は、賃貸借契約の締結に当たり、長野市に対して契約保証金（以下「保証金」という。）を納付しなければならない。

- 2 保証金は、賃貸期間終了後に、利息を付けずに返還するものとする。
- 3 保証金の額は、建物等解体撤去費用相当額及び当初契約額の貸付料の1年分とする。

(契約及び費用負担)

第9 契約は、公正証書によって行うものとする。この場合における手続費用は、企業が負担するものとする。

- 2 長野市と企業は、前項の公正証書の作成に先立ち、事業用借地権設定契約のための覚書（以下、「覚書」という。）を締結するものとする。

(その他の契約条件)

第10 本制度に係る契約条件の詳細は、覚書に定めるものとする。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

③ 長野市事業用地取得事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市外からの企業誘致及び市内の企業の市外への流出の防止を図り、もって市民の雇用の場の確保に資するため、企業が事業用地を取得するために要する費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業用地 企業が自己の事業活動を行うための土地をいう。
- (2) 市内工業系用途地域 市の区域内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域その他市長が別に定める地域をいう。
- (3) 中山間地域 浅川、小田切、芋井、篠ノ井（信里）、松代（豊栄・西条）、若穂（保科）、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の各地区をいう。
- (4) 事業所 工場又は事務所その他これらに附属する建物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業を営む者に係るものを除く。）をいう。
- (5) 新設 市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する者が既設の事業所と異なる業種の事業所を市内に設置することをいう。
- (6) 移設 市内に事業所を有する者が当該事業所の全部を市内に移転することをいう。
- (7) 増設 市内に事業所を有する者が同一業種の事業所を市内に設置すること又は既設の事業所の敷地内若しくはこれに隣接して既設の事業所を拡充することをいう。

(交付対象者)

第3 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内工業系用途地域又は中山間地域に事業所を新設、移設又は増設するための事業用地（敷地面積が1,000平方メートル以上のものに限る。）を取得しようとする者であって、当該事業用地の取得後3年以内に操業又は事業を開始する者
- (2) 次のいずれかに該当する業種に属する事業を行う者
 - ア 製造業
 - イ 運輸業のうち道路貨物運送業及び倉庫業

ウ 卸売業のうち各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業

エ 情報通信業のうちソフトウェア業、情報処理サービス業及び情報提供サービス業

オ 物品賃貸業のうち総合リース業、産業用機械器具賃貸業及び事務用機械器具賃貸業

カ 学術研究及び専門・技術サービス業のうち自然科学研究所、デザイン業、経営コンサルタント業、広告業（広告代理業に限る。）、機械設計業、非破壊検査業及びその他の技術サービス業（エンジニアリング業に限る。)

キ サービス業のうち機械修理業（電気機械器具に係るものを除く。）、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業及びコールセンター業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、助成金を交付しない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 同一の事業用地について、既にこの要綱による助成金又は当該助成金に類するものとして市長が別に定める助成金、補助金等の交付を受けている者

(対象経費及び助成率等)

第4 助成金の交付の対象となる経費は、事業用地の取得に要する費用（既存の建物を含む場合の当該建物の取得に要する費用を除く。）とし、助成率は100分の20以内とする。ただし、6,000万円を限度とし、3年間に分割して交付するものとする。

2 前項に規定する助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成事業の認定申請等)

第5 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野市事業用地取得事業助成金認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて当該助成事業に係る事業所の新築等の工事の着手前に市長に提出しなければならない。

(1) 助成事業実施計画書

(2) 施設の設計図（公図の写し）及び施設の位置を示す図面（1万分の1以上のもの）

(3) 資金計画書

(4) 法人にあっては登記事項証明書及び定款の写し

(5) 市税の納付確認に関する同意書

(6) 工事見積書の写し

(7) 建築確認通知（申請書）の写し

(8) 事業用地の売買契約書の写し

(9) 敷地内の予定配置図

(10) その他市長が必要と認める書類

2 取得した事業用地の既存の建物を使用する場合その他建築確認を要しない場合にあっては、前項第7号の書類を省略することができる。

(助成事業の認定)

第6 市長は、第5の申請書を受理したときは、内容を審査し、及び市税を滞納していないことを確認し、必要に応じ実地調査を行い、助成事業と認定したときは、その旨申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請等)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市事業用地取得事業助成金交付申請書(様式第2号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市税の納付確認に関する同意書(交付申請を行う年度が認定を受けた年度と異なる場合に限る。)
- (2) 決算見込書
- (3) 工事契約書等の写し
- (4) 工事領収書等の写し
- (5) 工事完了届、引渡書等の写し
- (6) 完成写真
- (7) 土地領収書等の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める場合にあつては、関係書類の全部又は一部を省略することができる。

(助成事業の内容の変更等)

第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 助成事業の内容を変更しようとするとき 長野市事業用地取得事業変更承認申請書(様式第3号)
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市事業用地取得事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)
- (実績報告)

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市事業用地取得事業完了報告書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土地登記事項証明書の写し
- (2) 建物登記事項証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付請求書)

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市事業用地取得事業助成金交付請求書(様式第6号)によるものとする。

(助成金の返還等)

第11 補助事業者は、第3第1項第1号の操業又は事業の開始後10年以内に事業用地又は事業所の譲渡、事業の停止又は中断その他市長が別に定める行為をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から令和7年3月31日までの間に第6の規定により認定する助成事業について適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市事業用地取得事業助成金要綱附則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第5関係）

長野市事業用地取得事業認定申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業用地取得事業の認定を受けたいので長野市事業用地取得事業助成金交付要綱の規定により下記のとおり申請します。

記

1 助成事業の名称

2 助成事業の内容

3 助成事業の期間 着手（予定） 年 月 日
完了（予定） 年 月 日

同意書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市事業用地取得事業の認定申請に当って、市民税の納付状況を確認することに同意します。

住所

氏名

㊟

様式第2号（第7関係）

長野市事業用地取得事業助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で認定を受けた事業用地取得事業について助成金の交付を受けたいので申請します。

記

1 助成事業の名称

2 助成事業の内容

3 助成事業に要した経費 円

4 助成金申請額 円

同意書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市事業用地取得事業の交付申請に当って、市民税の納付状況を確認することに同意します。

住所

氏名

㊞

注 同意書は、交付申請を行う年度が認定を受けた年度と異なる場合に記載してください。

様式第3号（第8関係）

長野市事業用地取得事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の認定を受けた
年度事業用地取得事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認してくだ
さい。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 その他

様式第4号（第8関係）

中止
長野市事業用地取得事業 承認申請書
廃止

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名
連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の認定を受けた
中止

年度事業用地取得事業の内容を下記のとおり したいので、承認してく
廃止

ださい。

記

- 中止
- 1 助成事業の 理由
廃止
 - 2 助成事業の遂行状況
 - 3 助成事業を中止する期間及び助成事業の完了予定年月日
 - 4 その他

様式第5号（第9関係）

長野市事業用地取得事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の交付決定のあつた
年度事業用地取得事業を下記のとおり実施しました。

記

1 助成事業の名称

2 助成事業の内容

3 助成事業の完了年月日 年 月 日

様式第6号（第10関係）

長野市事業用地取得事業助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付確定のあつた
年度助成金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 交付決定額 円
2 請求額 円
3 送金先

金融機関	銀行 信用金庫 農協 店 所																				
口座の種類	当座 普通預金																				
(フリガナ)																					
口座の名義																					
口座番号	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>																				

④ 長野市オフィス家賃等補助事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、中心市街地又は中山間地域等の空きオフィス及び空き家の解消並びにICT関連創業の支援及びベンチャー企業の育成により、雇用の確保及び経済の活性化を図るため、企業が中心市街地又は中山間地域の空きオフィス及び空き家を賃借して事業所を設置する場合における当該事業所に係る家賃等の費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域（これに隣接するものとして市長が別に定める区域を含む。）をいう。
- (2) 中山間地域 浅川、小田切、芋井、篠ノ井（信里）、松代（豊栄・西条）、若穂（保科）、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の各地区をいう。
- (3) 空きオフィス 現に事業の用に供されていない事業活動を行うための施設をいう。
- (4) 空き家 現に3ヶ月以上居住の用に供されていない居住活動を行うための施設をいう（倉庫及び車庫等含む。）。
- (5) 事業所 事務所及びこれに附属する建物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業を営む者に係るものその他市長が適当でないと認めるものを除く。）であって、主として管理事務を行うもの（小売業を行う店舗に併設される事務所並びに公営企業及び非営利企業に係る事務所を除く。）をいう。
- (6) 常用雇用者 事業の開始時において雇用されている常勤の従業者（派遣労働者その他の市長が別に定める者を除く。）をいう。
- (7) 専用通信回線 特定の利用者が専用して使用する電気通信回線をいう。
- (8) 通信機器等 専用通信回線に係る通信機器等をいう。
- (9) 新設 市内に事業所を有しない者が中心市街地、中山間地域、市内工業系用途地域及び市内商業系用途地域に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する者が既設の事業所と異なる業種の事業所を中心市街地若しくは中山間地域に設置することをいう。
- (10) 増設 市内に事業所を有する者が同一業種の事業所を新たに中心市街地若しくは中山間地域に設置すること又は中心市街地若しくは中山間地域に事業所を有す

る者が既設の事業所の敷地内若しくはこれに隣接して既設の事業所を拡充することをいう。

(11)移設 市内に事業所を有する者が事業所を中心市街地又は中山間地域に移転することをいう。ただし、同一地区内での移転の場合は、移転後の事業所の床面積が既存の事業所の床面積と比べて増加することをいう。

(12)市内工業系用途地域 市の区域内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域その他市長が別に定める地域をいう。

(13)市内商業系用途地域 市の区域内における都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域その他市長が別に定める地域をいう。

(14)ICT関連創業者 事業の開始から5年未満のWEB制作、デジタルコンテンツ制作、システム開発、プログラミング、CG・ゲームソフト制作、WEBデザイン、ファブラボの運営等の情報通信に係る業務を主な業務とする事業者をいう。

(15)事業開始日 新設、増設又は移設した事業所において具体的に事業に着手する日をいう。

（交付対象者等）

第3 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のア及びイに掲げる要件を満たす者（第2号に該当する者を除く。）

ア 次のいずれかに該当する業種に属する事業を行うために、事業所を新設、増設又は移設しようとする場合であること。

(ア) 建設業

(イ) 製造業

(ウ) 情報通信業

(エ) 運輸業

(オ) 卸売業

(カ) 保険業

(キ) 不動産業及び物品賃貸業

(ク) 学術研究及び専門・技術サービス業

(ケ) 教育・学習支援業

(コ) サービス業のうち廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業及びその他の事業サービス業（コールセンター業を含む。）

イ 常用雇用者を5人以上（中山間地域に事業所を新設、増設又は移設しようとする場合にあっては、2人以上）雇用すること。

(2) 事業所を新設するICT関連創業者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 常用雇用者を1人以上雇用すること。

イ 役員が2人以上あること。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業の事業開始日前に前項第1号イ又は第2号ア若しくはイに掲げる要件を満たすことができない者については、当該事業開始日から起算して1年を経過する日までの間に当該要件を満たす場合に限り、第5第2項

の規定により助成事業の認定の申請を行うことができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、長野市スタートアップ企業オフィス家賃支援事業補助金交付要綱（令和3年長野市告示第657号）の規定による補助金のうち、オフィスの家賃に係る補助金（以下「スタートアップ補助金」という。）の交付を受けた者については、スタートアップ補助金の補助対象に係る期間が終了する場合において、次の各号のいずれかの要件を満たすときに限り、第5第3項の規定により同第5第1項に規定する助成事業の認定の申請を行うことができる。

(1) 中心市街地、中山間地域、市内工業系用途地域及び市内商業系用途地域に設置した事業所で第1項第1号ア(ア)から(コ)までのいずれかに該当する業種に属する事業を行い、同号イに掲げる要件を満たすこと。

(2) 事業所を新設したICT関連創業者であって、第1項第2号ア又はイに掲げる要件のいずれかを満たすこと。

（対象経費、助成率等）

- 第4 助成金の交付の対象となる経費（消費税額及び地方消費税額を除く。以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費（市内に事業所を有する企業が中心市街地に移設をする場合及び第3第3項に規定する者に該当する場合にあっては、第1号に掲げる経費に限る。）とする。

(1) 事業所の家賃（敷金、礼金、共益費等を除く。次項において同じ。)

(2) 建物改修費、通信回線使用料、通信機器等のリース料、事務機器取得費

- 2 助成金の助成率及び助成限度額は、次の表のとおりとする。

対象経費の区分	助成率	助成限度額
事業所の家賃	家賃の額に2分の1を乗じて得た額以内	一の年度につき500万円（常用雇用者を50人以上雇用する場合にあっては、1,000万円）
建物改修費、通信回線使用料、通信機器等のリース料、事務機器取得費	建物改修費、通信回線の使用料、通信機器等のリース料及び事務機器取得費の額の合計額に2分の1を乗じて得た額以内	50万円

- 3 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 4 第1項第1号に規定する対象経費に係る助成金の交付の対象となる期間は、当該事業の開始のときから3年間（市内に事業所を有する企業が中心市街地に移設をする場合にあっては当該移設後の当該事業の開始のときから1年間とし、第3第3項に規定する者に該当する場合にあっては第6の規定による認定を受ける日から1年間とする。）とする。この場合において、第1項第1号に規定する対象経費に係る家賃の額は、当該家賃の額を日割りその他市長が適当と認める方法により計算する額を用いるものとする。

- 5 第1項第2号に規定する対象経費については、当該事業に係る事業開始日の属する年度の交付申請に係るものだけに限り、助成金の交付の対象とするものとする。

6 第3第2項に規定する者に係る前2項の規定の適用については、第4項中「の開始の」とあるのは「について第6の規定による認定を受けた」と、前項中「に係る事業開始日の属する」とあるのは「について第6の規定による認定を受けた」とする。

(助成事業の認定申請等)

第5 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長野市オフィス家賃等補助事業助成金認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて当該助成事業に係る事業の開始前に市長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業実施計画書
- (2) 施設の平面図(公図の写し)及び施設の位置を示す図面(市長が相当と認めるものに限る。)
- (3) 資金計画書
- (4) 法人にあっては登記事項証明書及び定款の写し
- (5) 市税の納付確認に関する同意書
- (6) 工事見積書の写し(該当する場合に限る。)
- (7) 賃貸借契約書の写し
- (8) 専用通信回線使用料の見積書の写し(該当する場合に限る。)
- (9) 通信機器等リース料の見積書の写し(該当する場合に限る。)
- (10) 事務機器取得費の見積書の写し(該当する場合に限る。)
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第3第2項に規定する者に該当する申請者は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に掲げる日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる書類 当該事業の事業開始日の前日
- (2) 長野市オフィス家賃等補助事業助成金認定申請書(様式第1号)及び雇用者又は役員の名簿 当該事業の事業開始日から1年を経過する日

3 第1項の規定にかかわらず、第3第3項に規定する者に該当する申請者は、長野市オフィス家賃等補助事業助成金認定申請書(様式第1号)及び第1項各号に掲げる書類をスタートアップ補助金の補助対象に係る期間が終了する日までに市長に提出しなければならない。

(助成事業の認定)

第6 市長は、第5に規定する申請書等を受理したときは、内容を審査し、及び市税を滞納していないことを確認し、必要に応じ実地調査を行い、助成事業と認定したときは、その旨申請者に通知するものとする。

(助成事業の認定の変更等)

第7 第6の規定による認定(以下「認定」という。)を受けた者(次項において「認定者」という。)は、認定の内容の変更をし、又は認定の中止若しくは廃止をしようとするとき(第9第2項に規定する場合を除く。)は、市長が別に定めるところにより、速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、認定者が偽りその他不正な手段により認定を受けた場合その他市長が適

当てないと認める場合は、認定を取り消すことがある。

(助成金の交付申請等)

第8 規則第3条に規定する申請書は、長野市オフィス家賃等補助事業助成金交付申請書(様式第2号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 市税の納付確認に関する同意書(交付申請を行う年度が認定を受けた年度と異なる場合に限る。)

(2) 決算見込書

(3) 工事契約書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める場合にあつては、関係書類の全部又は一部を省略することができる。

4 第1項及び第2項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

(助成事業の内容の変更等)

第9 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 助成事業の内容を変更しようとするとき 長野市オフィス家賃等補助事業変更承認申請書(様式第3号)

(2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市オフィス家賃等補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)

2 前項の申請について、市長が助成事業の内容の変更又は中止若しくは廃止の承認をした場合には、認定も、これに伴い変更がされ、又は中止若しくは廃止がされるものとする。

(実績報告)

第10 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市オフィス家賃等補助事業完了報告書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事領収書等の写し(該当する場合に限る。)

(2) 工事完了届、引渡書等の写し(該当する場合に限る。)

(3) 完成写真(該当する場合に限る。)

(4) 賃貸料の領収書等の写し

(5) 専用通信回線使用料の領収書の写し(該当する場合に限る。)

(6) 通信機器等リース料の領収書の写し(該当する場合に限る。)

(7) 事務機器取得費の領収書の写し(該当する場合に限る。)

(8) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助金の交付の決定があつた日の属する年度の3月31日とする。

(助成金の交付請求書)

第11 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市オフィス家賃等補助事業助成金

交付請求書（様式第6号）によるものとする。

（助成金の返還）

第12 規則第14条に定めるもののほか、事業の開始後5年以内に当該事業所に係る事業の停止、中断その他の市長が別に定める行為をした場合は、助成金額に100分の50を乗じて得た額を限度として、これを返還させるものとする。ただし、災害、市内での当該事業所の移転（移転前の当該事業所の床面積と移転後の事業所の床面積とが同等以上である場合の移転に限る。）その他やむを得ない事情がある場合を除く。

（補則）

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市オフィス家賃等補助事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に認定の申請が行われる事業に係る助成金について適用し、この要綱の施行の日前に認定の申請が行われた事業に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市オフィス家賃等補助事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に認定の申請が行われる事業に係る助成金について適用し、この要綱の施行の日前に認定の申請が行われた事業に係る助成金については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

長野市オフィス家賃等補助事業認定申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

オフィス家賃等補助事業の認定を受けたいので長野市オフィス家賃等補助事業助成金交付要綱の規定により下記のとおり申請します。

記

1 助成事業の名称

2 助成事業の内容

3 助成事業の期間 着手（予定） 年 月 日
完了（予定） 年 月 日

同意書

年 月 日

長野市長 宛

長野市オフィス家賃等補助事業の認定申請に当って、市民税の納付状況を確認することに同意します。

住所

氏名

㊞

様式第2号（第8関係）

長野市オフィス家賃等補助事業助成金交付申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で認定を受けたオフィス家賃等補助事業について助成金の交付を受けたいので申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の内容
- 3 助成事業に要した経費 円
- 4 助成金申請額 円

同意書

年 月 日

長野市長 宛

長野市オフィス家賃等補助事業の交付申請に当って、市民税の納付状況を確認することに同意します。

住所

氏名

㊞

注 同意書は、交付申請を行う年度が認定を受けた年度と異なる場合に記載してください。

様式第3号（第9関係）

長野市オフィス家賃等補助事業変更承認申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の認定を受けた
年度オフィス家賃等補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認し
てください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第4号（第9関係）

中止
長野市オフィス家賃等補助事業 承認申請書
廃止

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の認定を受けた
中止

年度オフィス家賃等補助事業の内容を下記のとおり したいので、承
廃止

認してください。

記

中止

1 助成事業の の理由
廃止

2 助成事業の遂行状況

3 助成事業を中止する期間及び助成事業の完了予定年月日

4 その他

様式第5号（第10関係）

長野市オフィス家賃等補助事業実績報告書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の交付決定のあつた年度オフィス家賃等補助事業を下記のとおり実施しました。

記

1 助成事業の名称

2 助成事業の内容

3 助成事業の完了年月日 年 月 日

様式第6号（第11関係）

長野市オフィス家賃等補助事業助成金交付請求書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付確定のあつた
年度助成金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確 定 額 円
2 請 求 額 円
3 送 金 先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協					支店 支所 出張所							
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入)										

(5) 融資

① 長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程

昭和53年4月1日
告示第31号

[沿革]

昭和54年3月31日告示第27号、昭和55年3月31日告示第28号、昭和56年3月31日告示第31号、昭和56年5月9日告示第48号、昭和56年9月29日告示第112号、昭和58年4月1日告示第32号、昭和59年4月1日告示第41号、昭和60年4月1日告示第42号、昭和61年3月31日告示第48-2号、昭和61年8月29日告示第142号、昭和62年3月26日告示第33号、昭和62年6月29日告示第85号、昭和63年3月30日告示第37号、平成元年4月1日告示第45号、平成2年3月31日告示第46号、平成3年3月30日告示第55号、平成4年5月18日告示第83号、平成5年2月26日告示第37号、平成5年3月31日告示第67号、平成5年9月30日告示第192号、平成7年5月26日告示第108号、平成7年9月25日告示第207号、平成8年3月22日告示第63号、平成9年2月20日告示第34号、平成9年3月24日告示第66号、平成9年12月10日告示第353号、平成10年2月5日告示第26号、平成11年6月26日告示第159号、平成10年12月11日告示第265号、平成12年4月20日告示第133号、平成13年3月15日告示第76号、平成13年9月28日告示第312号、平成13年12月28日告示第409号、平成14年4月1日告示第116号、平成14年8月5日告示第324号、平成15年4月1日告示第175号、平成16年4月1日告示第222号、平成17年4月1日告示第213号、平成18年4月1日告示第165号、平成19年3月20日告示第101号、平成19年12月12日告示第585号、平成20年3月27日告示第107号、平成21年2月27日告示第65号、平成21年3月25日告示第122号、平成23年6月1日告示第370号、平成24年4月1日告示第140号、平成25年3月26日告示第132号、平成25年10月1日告示第674号、平成26年3月28日告示第137号、平成27年3月31日告示第152号、平成28年3月31日告示第161号、平成29年3月27日告示第88号、平成30年3月28日告示第144号、令和元年11月8日告示第224号、令和2年3月24日告示第110号、令和2年4月30日告示第302号、令和3年3月25日告示第106号、令和3年9月29日告示第542号、令和4年3月24日告示第170号、令和5年3月30日告示第187号

(目的)

第1条 この規程は、金融機関及び長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協調を得て、中小企業者等の事業活動に必要な資金の融資を促進し、もって中小企業者等の健全な発展を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する会社及び個人をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項各号に規定するものをいう。
- (3) 中小企業団体等 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づく事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合、中小企業団体の組織に関する

法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づく協業組合及び商工組合、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づく商店街振興組合並びに生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）の規定に基づく生活衛生同業組合をいう。

(4) 中小企業者等 中小企業者及び小規模企業者並びに中小企業団体等をいう。

(5) 新規開業予定者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号、第3号及び第5号に規定する創業者をいう。

(6) 新規開業者 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人又は設立の日以後の期間が5年未満の会社若しくは中小企業団体等をいう。

(7) 金融機関 八十二銀行、長野信用金庫、三井住友銀行、北陸銀行、長野銀行、長野県信用組合及び商工組合中央金庫をいう。

(8) 分割返済 元金均等による月賦返済をいう。

（制度資金の種類等）

第3条 市長が融資あつ旋する資金（以下「制度資金」という。）の種類、融資あつ旋対象者、資金の使途、融資限度、利率、返済期間及び返済方法は、別表に掲げるとおりとする。ただし、同表の規定にかかわらず、市長が特に融資する必要があると認めるときは、別に定めるところにより制度資金のあつ旋を行うことがある。

2 制度資金（災害対策資金、市内進出支援資金及び創業支援資金を除く。）の融資あつ旋対象者は、市内に事務所又は事業所を有し、原則として1年以上同一事業を継続し、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「政令」という。）第1条第1項に規定する業種（保証協会が保証の対象とする業種に限る。）を営む者で、市長が別に定める基準を満たすものとする。

3 市内進出支援資金の融資あつ旋対象者は、政令第1条第1項に規定する業種を市外において1年以上営んでおり、新たに市内に事務所、事業所等を設置しようとする者で、市長が別に定める基準を満たすものとする。

4 創業支援資金の融資あつ旋対象者が営もうとする事業の業種は、政令第1条第1項に規定する業種とする。

5 前各項の規定にかかわらず、次の各号（組合貸付資金にあつては、第1号、第3号及び第4号）のいずれかに該当する者は、融資あつ旋対象者から除くものとする。

(1) 金融機関から取引停止の処分を受けている者

(2) 保証協会の保証が得られない者

(3) 許可等を必要とする業種で、これらを受けないで営業している者

(4) その他市長が適当でないと認める者

（融資あつ旋申込）

第4条 融資あつ旋を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、長野市中小企業振興資金融資あつ旋申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に別に定める添付書類を添えて市長に提出するものとする。

2 申込者は、前項の規定により申込書を提出するに当たり、当該融資あつ旋に係る保証の申込みを保証協会に行い、当該保証の申込みの状況が確認できる書類を市長

に提出するものとする。

(融資あつ旋の決定)

第5条 市長は、申込書の提出があつたときは、その内容、経営状況、前条第2項の保証の申込みの内容等を調査し、融資あつ旋すべきものと決定したときは、必要事項を記入し、押印の上、当該申込書を金融機関に送付するとともに、その旨を保証協会に報告するものとする。

2 前項の規定により申込書の送付を受けた金融機関は、速やかに保証協会と協議し、融資できるものと決定したときは、申込者に通知するものとする。

3 金融機関又は保証協会は、融資又は保証できないと決定したときは、その理由を付して、速やかに市長に報告するものとする。

(貸付原資)

第6条 市長は、融資に必要な資金として一定の金額を金融機関に預託するものとする。

(保証料)

第7条 市は、組合貸付資金を除き、保証貸付(第5条第1項の規定による決定に係るものに限る。次項において同じ。)を受ける者が負担すべき保証料について、当該保証料率のうち中小企業融資(長野市制度)保証料補給金交付要綱(平成17年4月1日施行)の規定に基づき算定した額(次項において「補給金」という。)を負担する。

2 市は、融資の早期完済その他の保証貸付に係る保証料の減額があつたときは、前項の規定により負担した補給金の一部を返還させるものとする。

(融資あつ旋の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、金融機関及び保証協会と協議し、融資あつ旋の取消し、融資あつ旋額の変更又は繰上償還をさせることができるものとする。

- (1) 虚偽の申込みによつて融資を受けたとき。
- (2) 設備が必要でなくなつたとき。
- (3) 設備購入費があつ旋額に満たなかつたとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(報告)

第9条 保証協会は、毎月の融資件数、融資額等の融資状況を、翌月10日までに、市長に保証残高表により報告するものとする。

(設備完了届)

第10条 設備に要する資金の融資を受けた者は、設備の設置等が完了したときは、速やかに設備完了届(様式第2号)に写真、領収書の写しその他資金の適正な利用確認ができるものとして市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則 (昭和53年4月1日告示第31号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和53年4月1日から施行する。

(利率の特例)

2 平成13年10月1日から平成19年3月31日までの間に限り、別表の規定の適用については、同表特別小口資金の項中「2.3%」とあるのは「2.0%」と、同表経営安定特別資金の項中「2.0%」とあるのは「1.8%」と、経営革新資金の項、大規模小売店舗対策資金の項及び創業支援資金の項中「2.3%」とあるのは「1.9%」と、同表研究開発資金の項中「2.2%」とあるのは「1.9%」と、同表工場適地移転資金の項及び企業誘致促進資金の項中「2.3%」とあるのは「2.0%」と、市街地活性化支援資金の項中「2.3%」とあるのは「2.0%」とする。

(新型コロナウイルス感染症による影響に係る一般事業資金の特例)

3 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により影響を受けた中小企業者等に対して、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、当該中小企業者等から新型コロナウイルス感染症により影響を受けた旨の申出を受けて金融機関が融資する一般事業資金に係る別表の規定の適用については、同表中「

年2.00%	5年
--------	----

」とあるのは、

「

年1.90%	7年
--------	----

」とする。

(新型コロナウイルス感染症による影響に係る特別小口資金等の特例)

4 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に金融機関が融資する特別小口資金及び小口零細企業保証資金に係る別表の規定の適用については、同表中

「

設備 7年	設備 1年
運転 5年	運転 6月

」とあるのは「

設備 7年	設備 1年
運転 7年	運転 1年

」と、

「

運転 7年
設備 7年

」とあるのは「

運転 9年
設備 9年

」とする。

(令和元年東日本台風による被災に係る緊急借換え資金の特例)

5 令和元年東日本台風により被災した中小企業者等（令和元年東日本台風による災害について市町村長が当該災害による被害の程度を証する書面の交付を受けた中小企業者等に限る。）に対して、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に金融機関が融資する緊急借換え資金に係る別表の規定の適用については、同表中「再借換え資金」とあるのは、「再借換え資金及び再々借換え資金」とする。

附 則（昭和54年3月31日告示第27号）

(施行期日)

1 この告示は、昭和54年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程は、昭和54年度融資あつ旋分から適用し、昭和53年度までの融資あつ旋分は、なお、従前の例による。

附 則（昭和55年3月31日告示第28号）

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和55年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程は、昭和55年度融資あつ旋分から適用し、昭和54年度までの融資あつ旋分は、なお、従前の例による。

附 則 (昭和56年3月31日告示第31号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程は、昭和56年度融資あつ旋分から適用し、昭和55年度までの融資あつ旋分は、なお、従前の例による。

附 則 (昭和56年5月9日告示第48号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和56年5月11日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程は、昭和56年度融資あつ旋分から適用し、昭和55年度までの融資あつ旋分は、なお、従前の例による。

附 則 (昭和56年9月29日告示第112号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和56年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程は、昭和56年度融資あつ旋分から適用し、昭和55年度までの融資あつ旋分は、なお、従前の例による。

附 則 (昭和58年4月1日告示第32号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和58年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程は、昭和58年度融資あつ旋分から適用し、昭和57年度までの融資あつ旋分は、なお、従前の例による。

附 則 (昭和59年4月1日告示第41号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程は、昭和59年度融資あつ旋分から適用し、昭和58年度までの融資あつ旋分は、なお、従前の例による。

る。

附 則（昭和60年4月1日告示第42号）

（施行期日）

- 1 この告示は、昭和60年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程は、昭和60年度融資あつ旋分から適用し、昭和59年度までの融資あつ旋分は、なお、従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日告示第48-2号）

（施行期日）

- 1 この告示は、昭和61年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程は、昭和61年度融資あつ旋分から適用し、昭和60年度までの融資あつ旋分は、なお、従前の例による。

附 則（昭和61年8月29日告示第142号）

（施行期日）

- 1 この告示は、昭和61年9月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、昭和61年9月1日の融資あつ旋分から適用し、昭和61年8月31日までの融資あつ旋分については、なお、従前の例による。

附 則（昭和62年3月26日告示第33号）

（施行期日）

- 1 この告示は、昭和62年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程は、昭和62年度融資あつ旋分から適用し、昭和61年度までの融資あつ旋分は、なお、従前の例による。

附 則（昭和62年6月29日告示第85号）

（施行期日）

- 1 この告示は、昭和62年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、昭和62年7月1日の融資あつ旋分から適用し、昭和62年6月30日までの融資あつ旋分については、なお、従前の例による。

附 則（昭和63年3月30日告示第37号）

（施行期日）

- 1 この告示は、昭和63年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、昭和63年度融資あつ旋分から適用し、昭和62年度までの融資あつ旋分は、なお、従前の例による。

附 則（平成元年4月1日告示第45号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成元年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成元年度の融資あつ旋分から適用し、昭和63年度までの融資あつ旋分については、なお、従前の例による。

附 則（平成2年3月31日告示第46号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成2年度分の融資あつ旋から適用し、平成元年度分までの融資あつ旋については、なお、従前の例による。

附 則（平成3年3月30日告示第55号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成3年度分の融資あつ旋から適用し、平成2年度分までの融資あつ旋については、なお、従前の例による。

附 則（平成4年5月18日告示第83号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成4年度分の融資あつ旋から適用し、平成3年度分までの融資あつ旋については、なお、従前の例による。

附 則（平成5年2月26日告示第37号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成5年3月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成5年3月1日の融資あつ旋分から適用し、平成5年2月28日までの融資あつ旋分については、なお、従前の例による。

附 則（平成5年3月31日告示第67号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成5年度分の融資あつ旋から適用し、平成4年度分までの融資あつ旋については、なお、従前の例による。

附 則 (平成5年9月30日告示第192号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成5年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成5年10月1日の融資あつ旋分から適用し、平成5年9月30日までの融資あつ旋分については、なお、従前の例による。

附 則 (平成6年2月28日告示第35号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成6年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成6年3月1日の融資あつ旋分から適用し、平成6年2月28日までの融資あつ旋分については、なお、従前の例による。

附 則 (平成7年5月26日告示第108号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成7年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成7年6月1日の融資あつ旋分から適用し、平成7年5月31日までの融資あつ旋分については、なお、従前の例による。
- 3 この規定の施行の際現に改正前の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定に基づき存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則 (平成7年9月25日告示第207号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成7年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成7年10月1日の融資あつ旋分から適用し、同年9月30日までの融資あつ旋分については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月22日告示第63号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成8年4月1日の融資あつ旋分から適用し、同年3月31日までの融資あつ旋分については、なお従前の例による。

附 則（平成9年2月20日告示第34号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成9年3月3日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成9年3月3日以後の融資あつ旋分について適用し、同日前の融資あつ旋分については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月24日告示第66号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成9年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成9年4月1日以後の貸付けに係る貸付金について適用し、同日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月10日告示第353号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成9年12月15日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成9年12月15日以後の貸付けに係る貸付金について適用し、同日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年2月5日告示第26号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成10年2月9日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成10年2月9日以後の貸付けに係る貸付金について適用し、同日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月26日告示第159号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成10年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成10年7月1日以後の貸付けに係る貸付金について適用し、同日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年12月11日告示第265号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成10年12月14日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成10年12月14日以後の貸付けに係る貸付金について適用し、同日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。
附 則 (平成12年4月20日告示第 133号)
(施行期日)
- 1 この規程は、平成12年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成12年5月1日以後の貸付けに係る貸付金について適用し、同日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。
附 則 (平成13年3月15日告示第76号)
(施行期日)
- 1 この規程は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の改正規定中「、新潟中央銀行」を削る部分は、同年5月14日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後の貸付けに係る貸付金について適用し、施行日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。
附 則 (平成13年9月28日告示第 312号)
(施行期日)
- 1 この規程は、平成13年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後の貸付けに係る貸付金について適用し、施行日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。
附 則 (平成14年4月1日告示第 116号)
(施行期日)
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成14年4月1日以後の貸付けに係る貸付金について適用し、同日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。
附 則 (平成14年8月5日告示第 324号)
(施行期日)
- 1 この規程は、平成14年8月5日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後の貸付け

に係る貸付金について適用し、施行日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月1日告示第 175号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後の貸付けに係る貸付金について適用し、施行日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月1日告示第 222号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後の貸付けに係る貸付金について適用し、施行日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日告示第 213号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後の貸付けに係る貸付金について適用し、施行日前の貸付けに係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日告示第 165号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後の融資あつ旋分から適用し、施行日前の融資あつ旋分については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月20日告示第 101号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後の融資あつ旋分から適用し、施行日前の融資あつ旋分については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月12日告示第 585号）
（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、平成19年10月1日

以降の日に長野県信用保証協会が保証承諾の申請を受けた資金（以下「市制度資金」という。）に係る保証料について適用し、同日前に長野県信用保証協会が保証承諾の申請を受けた市制度資金に係る保証料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月27日告示第107号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後の融資あつ旋分から適用し、施行日前の融資あつ旋分については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月27日告示第65号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年3月2日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程（以下「新規程」という。）の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金について適用し、同日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月25日告示第122号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程（以下「新規程」という。）の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金について適用し、同日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月1日告示第370号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年6月2日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金について適用し、施行日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日告示第140号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金について適用し、施行日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日告示第132号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金について適用し、施行日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年10月1日告示第 674号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日告示第 137号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金について適用し、施行日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日告示第 152号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金について適用し、施行日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日告示第 161号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金について適用し、施行日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月27日告示第88号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条第5号及び第6号の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金(市長が融資あつ旋する資金をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。

- 3 この規程の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則 (平成30年3月28日告示第 144号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金（市長が融資あつ旋する資金をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年11月8日告示第224号）

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程別表の規定は、令和元年10月12日（以下この項において「適用日」という。）以後に発生した災害に係る制度資金（市長が融資あつ旋する資金をいう。以下この項において同じ。）について適用し、適用日前に発生した災害に係る制度資金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日告示第110号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年4月30日告示第302号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金（市長が融資あつ旋する資金をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日告示第106号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の改正規定は、告示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程（前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金（市長が融資あつ旋する資金をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。

- 3 この規程の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則（令和3年9月29日告示第542号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日告示第170号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金（市長が融資あつ旋する資金をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則（令和5年3月30日告示第187号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程の規定は、施行日以後に金融機関が融資する制度資金（市長が融資あつ旋する資金をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に金融機関が融資した制度資金については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現に存する用紙は、施行日から令和6年3月31日までの間は、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

別表（第3条関係）

制度資金の種類	融資あつ旋対象者		資金の 使途	融資限度	利率	返済期間 (以内)	据置期間 (以内)	返済方法	
一般 資金	一般事業資金	中小企業者等	設備資金	1億円	年1.90%	10年	1年	分割返済	
			運転資金	3,000万円	年1.90%	7年	1年	分割返済	
	特別小口資金	小規模企業者	設備及び運 転資金	2,000万円	年1.50%	設備 7年 運転 7年	設備 1年 運転 1年	分割返済	
	小口零細企業 保証資金	小規模企業者	設備及び運 転資金	2,000万円	年1.50%	設備 9年 運転 9年	設備 1年 運転 1年	分割返済	
	経営安定特別資 金	経営の 安定に 支障が 生じて いる中 小企業 者等	(1) 経営安定対策	運転資金	5,000万円	年1.80%	7年 (借換え9年)	1年	分割返済
			(2) 関連倒産防止対策						
			(3) 災害関連対策			年1.50%		2年	
	緊急借換え資金	再借換え資金を必要とする中小企業者等	運転資金	5,000万円	年1.80%	10年	1年	分割返済	
	経営基盤強化資金	産業構造の変革に対応しようとする中小企業者等	設備及び運 転資金	設備 8,000万円 運転 2,000万円	年1.50%	設備 12年 運転 7年	1年	分割返済	
	創業支援資金	新規開業予定者及び新規開業者で経営指導員の指導を受けた者	設備及び運 転資金	設備 3,000万円 運転 1,500万円	年1.10%。 ただし、認定特定創業支援等事業による支援を受けたときは、年1.00%	設備 10年 運転 7年	1年	分割返済	
災害対策資金	災害、異常気象等により被災した中小企業者等	設備及び運 転資金	設備 3,000万円 運転 3,000万円	年0.80%	設備 10年 運転 7年	1年	分割返済		
新型コロナウイルス感染症等対策経営安定特別資金	新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、又は原材料の価格高騰等による影響を受け、経営の安定に支障が生じている中小企業者等（令和6年3月までに市長に申込書の提出があった場合に限る。）	運転資金	3,000万円	年1.30%	10年 (借換え10年)	2年	分割返済		
特別 資金	新事業創出支援資金	中小企業者等	設備及び運 転資金	設備 1,000万円 運転 500万円	年1.50%	設備 7年 運転 5年	1年	分割返済	
	研究開発資金	中小企業者等	設備及び運 転資金	設備 8,000万円 運転 2,000万円	年1.50%	設備 12年 運転 5年	1年	分割返済	
	環境対策資金	中小企業者等	設備及び運 転資金	設備 1億円 運転 2,000万円	年1.50%	設備 10年 運転 7年	1年	分割返済	
	市内進出支援資金	市外において1年以上の事業実績があり、かつ、市内に初めて事業所等を設ける中小企業者等	設備及び運 転資金	設備 1億円 運転 5,000万円	年1.40%	設備 15年 運転 7年	1年	分割返済	
組合 貸付 資金	組合貸付資金	中小企業団体等	設備及び運 転資金	2億円	年2.20%	10年	設備 1年 運転 6月	分割返済	
	組合貸付資金	市内に事業所を有する組合員に貸付ける設備及び運転に要する転貸資金を貸付ける中小企業団体等	転貸資金	2億円かつ1組合員500万円		7年	6月	分割返済	

② 長野市地域総合整備資金貸付要綱

(目的)

第1 この要綱は、長野市（以下「市」という。）が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するため、地域総合整備資金（財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金をいう。）の貸付業務を実施することに伴い、その基準を定め、当該業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(貸付対象費用)

第2 貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料をいう。以下「試験研究開発費等」という。）

2 用地の取得に係る費用（以下「用地取得費」という。）を前項第1号に規定する設備の取得等に係る費用に算入するときは、当該設備の取得等に係る費用の総額の3分の1に相当する額を限度として、当該用地取得費を当該設備の取得等に係る費用に算入することができるものとする。

(貸付対象事業)

第3 貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、市が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施される事業
- (2) 貸付対象事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれる事業
- (3) 貸付対象事業の設備投資の総額（用地取得費を除く。）が1億円以上の事業
- (4) 用地取得等契約後3年以内に営業が開始される事業
- (5) 長野市総合計画に適合している事業

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付対象から除外する。

- (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第4 貸付対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

- 第5 貸付対象事業1件当たりの貸付額は、おおむね2,000万円以上6億円以下とする。ただし、貸付対象費用に係る借入れの総額の20パーセントに相当する額を限度とする。
- 2 貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該対象事業が複数の施設を一体的かつ複合的に整備するものである場合における前項の規定の適用については、同項中「6億円以下」とあるのは、「9億円以下」とする。
- 3 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定によるみなし過疎地域（以下「みなし過疎地域」という。）において実施される貸付対象事業に係る第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「6億円以下」とあるのは「7億5,000万円以下」と、「20パーセント」とあるのは「25パーセント」と、前項中「6億円以下」とあるのは「7億5,000万円以下」と、「9億円以下」とあるのは「11億2,000万円以下」とする。
- 4 地域力創造対策実施要綱（平成21年3月31日付け総行政第116号総務事務次官通知）に基づき制定された「地域力創造推進地域」又は「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、当分の間、第1項中「6億円以下」とあるのは「7億5,000万円以下」と、第2項中「6億円以下」とあるのは「7億5,000万円以下」と、「9億円以下」とあるのは「11億2,000万円以下」とする（当該事業が前項に規定する「みなし過疎地域」において実施される場合にあつては、当分の間、第1項中「6億円以下」とあるのは「9億3,000万円以下」と、第2項中「6億円以下」とあるのは「9億3,000万円以下」と、「9億円以下」とあるのは「14億円以下」とする。）。
- 5 前各項の規定による貸付額に係る試験研究開発費等に対する貸付割合は、当該貸付額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用を貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあつては、50パーセント）未満とする。
- 6 1件当たりの貸付額は、100万円未満の端数はつけないものとする。
（貸付利率）
- 第6 貸付利率は、無利子とする。
（貸付対象期間）
- 第7 貸付対象期間は、4年以内とする。
（償還期間等）
- 第8 貸付けをした地域総合整備資金（以下「貸付金」という。）の償還期間は、15年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。
（償還方法等）
- 第9 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は合計して最終償還日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第10 市は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付方法)

第11 貸付方法は、証書貸付によるものとする。

(遅延利息)

第12 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期限の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第13 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該借入人に対し、償還期日前に貸付金の全額又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 借入金が地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
- (2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
- (4) 借入人が貸付対象事業に係る協調融資金融機関等から借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
- (5) 借入人が支払いを停止したとき又は借入人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (6) 借入人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
- (8) 借入人が正当な事由なしに資金の貸付に係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。
- (9) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。
- (10) 借入人が解散したとき。
- (11) 保証人が第5号、第6号、第8号、第9号又は前号に定める事由のいずれかに該当したとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか市が債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき。

(借入申込み)

第14 地域総合整備資金の貸付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、長野市地域総合整備資金借入申込書（別記様式）及び事業計画書に次に掲げる書類を添付して市に提出しなければならない。

- (1) 事業者概要書
- (2) 設備投資等及び資金調達計画書
- (3) 年度別損益・資金収支計画書
- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表

(5) 連帯保証予定者の意見書

(6) その他審査に当たり必要な補足資料

(貸付の決定)

第15 市は、第14の規定による申込書の提出があったときは、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査及び検討を参考とし、貸付けの可否を決定するものとする。

(貸付決定の通知等)

第16 市は、地域総合整備資金の貸付けを行うことと決定した申込者に対しては地域総合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申込者に対してはその旨を通知するものとする。

(事情変更による貸付決定の取消し)

第17 市は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付け決定を受けた申込者が法令に違反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該貸付決定を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定による貸付決定の取消しに当たっては、財団の意見を参考とすることとする。

3 市は、第1項の規定により貸付決定を取り消したときは、申込者にその旨を通知するものとする。

(貸付金の交付)

第18 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して借入人名義金融機関口座への振込みにより行うものとする。

(貸付金の管理)

第19 市は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等について必要に応じ調査を行い、又は借入人に報告を行わせることができる。

(貸付等に係る事務の委託)

第20 市は、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を、法令に定めるところに従い、財団に委託するものとする。

(事務委託の手続)

第21 第20に規定する委託に際しては、市は、財団と委託契約を締結する。

(補則)

第22 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定める。

附 則 (平成2年長野市告示第97-2号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

(平成18年度における地域総合整備資金の特例)

2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における地域総合整備資金に係る第5第1項及び第3項から第5項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5第1項	6億円以下	7億円以下
第5第3項	みなし過疎地域」とい う。)	みなし過疎地域」とい う。)又は豪雪地帯対策 特別措置法（昭和37年法 律第73号）第2条第2項 に規定する特別豪雪地帯 （以下「特別豪雪地帯」 という。)
	6億円以下	7億円以下
	7億 5,000万円以下	8億円以下
	11億 2,000万円以下	12億円以下
第5第4項	6億円以下	7億円以下
	7億 5,000万円以下	8億円以下
	11億 2,000万円以下	12億円以下
第5第5項	みなし過疎地域	みなし過疎地域又は特別 豪雪地帯
	6億円以下	7億円以下
	9億 3,000万円以下	10億円以下
	14億円以下	15億円以下

（平成19年度における地域総合整備資金の特例）

- 3 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における地域総合整備資金に係る第5第3項から第5項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5第3項	みなし過疎地域」とい う。)	みなし過疎地域」とい う。)又は豪雪地帯対策 特別措置法（昭和37年法 律第73号）第2条第2項 に規定する特別豪雪地帯 （以下「特別豪雪地帯」 という。)
	7億 5,000万円以下	8億円以下
	11億 2,000万円以下	12億円以下
第5第4項	7億 5,000万円以下	8億円以下
	11億 2,000万円以下	12億円以下
第5第5項	みなし過疎地域	みなし過疎地域又は特別 豪雪地帯
	9億 3,000万円以下	10億円以下
	14億円以下	15億円以下

(平成20年度における地域総合整備資金の特例)

4 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における地域総合整備資金に係る第5第3項から第5項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5第3項	みなし過疎地域」という。))	みなし過疎地域」という。)又は豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する特別豪雪地帯(以下「特別豪雪地帯」という。)
	7億5,000万円以下	8億円以下
	11億2,000万円以下	12億円以下
第5第4項	7億5,000万円以下	8億円以下
	11億2,000万円以下	12億円以下
第5第5項	みなし過疎地域	みなし過疎地域又は特別豪雪地帯
	9億3,000万円以下	10億円以下
	14億円以下	15億円以下

附 則 (平成3年長野市告示第97号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成7年長野市告示第30号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成7年長野市告示第206号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成19年長野市告示第20号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の長野市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成18年度分の地域総合整備資金の貸付業務から適用する。

附 則 (平成19年長野市告示第277号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の長野市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成19年度分の地域総合整備資金の貸付業務から適用する。

附 則 (平成20年長野市告示第481号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の長野市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成20年度分の地域総合整備資金の貸付業務から適用する。

附 則 (平成23年長野市告示第621号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年長野市告示第217号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式（第14関係）

年 月 日

長野市長 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者名
電話番号

長野市地域総合整備資金借入申込書

長野市地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借り入れたいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、申請にあたり、財団法人地域総合整備財団が下記借入に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

- 1 貸付金の額 円
2 事業名 事業
（事業内容については、別添「事業計画書」のとおり）
3 借入希望条件
① 借入希望時期 平成 年 月
② 借入希望期間 年 月
③ 据置希望期間 年 月
4 連帯保証予定者名
法人名

【担当連絡先】

所 属 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
F a x	
E - M a i l	

③ 新事業創出支援資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本市における製造業等のものづくり産業の振興を図るため、長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程（昭和53年告示第31号。以下「あつ旋規程」という。）第3条の規定による新事業創出支援資金の貸付けを受けた者で現にその償還を行うものに対し、予算の範囲内で利子補給金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金の交付対象者)

第2 利子補給金の交付の対象となる者は、新事業創出支援資金（あつ旋規程別表に規定する新事業創出支援資金をいう。以下同じ。）の貸付けを受けた者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 現に貸付けを受けた新事業創出支援資金の償還を行っていること。
- (2) 現に貸付けを受けた新事業創出支援資金の償還が滞っていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(利子補給金の交付の方法)

第3 利子補給金は、当該年度において支払った利子について、年1回交付するものとする。

(利子補給金の額)

第4 利子補給金の額は、当該年度において金融機関（あつ旋規程第2条第7号に規定する金融機関をいう。以下同じ。）に対して支払った利子の全額とする。

(交付申請書等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、新事業創出支援資金利子補給金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 金融機関が発行する償還予定表（償還を開始する年度に限る。）
- (2) 償還が滞っていないことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、3月31日とする。

(貸付条件の変更の届出等)

第6 貸付けを受けた新事業創出支援資金の償還期間中において、貸付条件の変更をしたときは、新事業創出支援資金利子補給金貸付条件変更届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。この場合において、当該変更があった日（繰上償還にあっては、当該変更があった日の翌日）以後の償還期間に係る利子補給金は、交付しない。

(実績報告)

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、新事業創出支援資金償還実績報告書（様式第3号）によるものとする。

- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 当該年度において実際に償還した元利の額を証する書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
 - 3 前2項に規定する書類の提出期限は、利子補給金の交付決定があった日の属する年度の3月31日とする。

(交付請求書)
- 第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、新事業創出支援資金利子補給金交付請求書(様式第4号)によるものとする。

(補則)
- 第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月17日から施行する。

附 則(令和3年12月27日長野市告示第650号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

様式第1号（第5関係）

新事業創出支援資金利子補給金交付申請書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年度において、新事業創出支援資金の償還を下記のとおり実施したいので、利子補給金 円を交付してください。

記

資金の使途	借入年月日	年間償還元金 (予定) 額	年間償還利子 (予定) 額
		円	円
		円	円
		円	円

関係書類

- (1) 金融機関が発行する償還予定表（償還を開始する年度に限る。）
- (2) 償還が滞っていないことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

同意書

年 月 日

長野市長 様

新事業創出支援資金利子補給金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住所

氏名

印

様式第2号（第6関係）

新事業創出支援資金利子補給金貸付条件変更届出書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で利子補給金の交付決定の
あつた 年度新事業創出支援資金利子補給金に係る貸付条件を下記のとおり
変更したので、届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第3号（第7関係）

新事業創出支援資金償還実績報告書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で利子補給金の交付決定の
あった 年度新事業創出支援資金の償還を下記のとおり実施しました。

記

資金の使途	借入年月日	年間償還元金額	年間償還利子額
		円	円
		円	円
		円	円

関係書類

- (1) 当該年度において実際に償還した元利の額を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

同意書

年 月 日

長野市長 様

新事業創出支援資金利子補給金の交付に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。また、新事業創出支援資金の借入金が約定通り償還されていることを確認するため、私の償還状況等が金融機関と長野市の間で授受されることについて同意します。

住所

氏名

Ⓜ

様式第4号（第8関係）

新事業創出支援資金利子補給金交付請求書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた 年度
利子補給金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確定額 円
2 請求額 円
3 送金先

金融機関	銀 行 信用金庫 店 農 協 所										
口座の種類	当 座 普通預金										
(フリガナ)											
口座の名義											
口座番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										

(6) 勤労者福祉施設

①長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例

昭和47年4月1日長野市条例第28号

改正

昭和56年3月28日条例第30号

昭和57年3月30日条例第14号

昭和59年3月30日条例第13号

平成元年3月30日条例第30号

平成2年3月30日条例第10号

平成5年3月30日条例第11号

平成7年3月30日条例第9号

平成7年6月30日条例第42号

平成9年3月27日条例第29号

平成17年12月28日条例第63号

平成19年3月29日条例第16号

平成20年12月25日条例第61号

平成26年3月28日条例第10号

平成28年3月30日条例第17号

平成31年3月29日条例第10号

長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市勤労青少年福祉施設（以下「福祉施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 勤労青少年の福祉の増進及び健全な育成を図るため、福祉施設を次のとおり設置する。

名称	位置
長野市中部勤労青少年ホーム	長野市大字南長野妻科33番地1
長野市北部勤労青少年ホーム	長野市吉田一丁目13番8号
長野市南部勤労青少年ホーム	長野市篠ノ井小森578番地

(指定管理者による管理)

第3条 福祉施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 福祉施設の利用又は利用の許可に関する業務
- (2) 次に掲げる勤労青少年の雇用の促進及び福祉の増進に関する業務
 - ア 教養、趣味及びレクリエーションに関する設備等の提供に関すること。
 - イ 生活相談及び職業相談に関すること。
 - ウ 各種講座、講演会、講習会等に関すること。
 - エ その他福祉施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (3) 福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 福祉施設の効用を増加させる自主事業に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が定める業務

第5条 削除

(開館時間)

第6条 福祉施設の開館時間は、午前9時から午後9時30分まで（日曜日にあつては、午前9時から午後5時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更することができる。

(休館日)

第7条 福祉施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用者の範囲)

第8条 福祉施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住し、又は市内の事業所に勤務する35歳以下の勤労者
- (2) その他市長が特に認める者

(利用の許可)

第9条 福祉施設の和室、講習室、料理実習室又は体育館を利用しようとする者は、あらかじめ指

定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福祉施設の利用の許可を拒否し、退館若しくは退室を命じ、又はその他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他指定管理者が必要と認めるとき。

(利用料金等)

第11条 第9条に規定する利用の許可を受けた者（第8条第2号に掲げる者に限る。）は、別表に定める福祉施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

- 2 福祉施設が開設する教養講座の受講者は、受講料として1講座につき1回315円（第8条第2号に掲げる者にあつては、415円）を指定管理者に支払わなければならない。
- 3 市長は、利用料金及び受講料を指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 4 指定管理者は、市長の定める基準により、利用料金若しくは受講料を割り引き、若しくは無料とし、又は利用料金若しくは受講料の全部若しくは一部を返還することができる。

(利用許可の取消し)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、福祉施設の利用の許可を取り消し、利用の停止を命じ、又は利用の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の申請に偽りがあつたとき。
- (3) 利用の条件に違反したとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

- 2 前項の規定による許可の取消し、利用の停止命令又は利用の条件の変更により、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わない。

(賠償責任)

第13条 故意又は過失により福祉施設の施設等を破損し、又は滅失した者は、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、第三者に損害を及ぼした者は、その責めを負わ

なければならない。

(原状回復)

第14条 利用者は、福祉施設の利用が終了したとき又は利用の停止を命じられたときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月28日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(長野市青少年の家設置条例の廃止)

2 長野市青少年の家設置条例(昭和41年長野市条例第59号)は、廃止する。

附 則 (昭和57年3月30日条例第14号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月30日条例第13号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例(中略)の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料(中略)を納付している者は、改正後の長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例(中略)の規定に基づく使用料(中略)を納付したものとみなす。

附 則 (平成2年3月30日条例第10号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月30日条例第11号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月30日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後の講座に係る受講料から適用し、同日前の講座に係る受講料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年6月30日条例第42号）

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第29号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の（中略）長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例（中略）の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、改正後の（中略）長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例（中略）の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附 則（平成17年12月28日条例第63号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第16号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第61号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づく利用料金を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に支払ったものとみなす。

附 則（平成26年 3 月28日条例第10号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

12 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長又は上下水道事業管理者が別に定める。

別表（第11条関係）

区分	午前 9 時～午後 1 時	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時30分
	円	円	円
和室	420	420	600
講習室	640	640	960
料理実習室	960	960	1,460
体育館	1,670	1,670	2,610

備考 冷暖房料は、実費を徴収する。

②長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和47年4月1日長野市規則第9号

改正

昭和48年4月25日規則第18号

昭和50年4月1日規則第5号

昭和52年3月30日規則第11号

昭和56年3月28日規則第16号

昭和59年3月30日規則第9号

平成2年3月30日規則第21号

平成5年3月30日規則第4号

平成7年6月30日規則第29号

平成12年3月30日規則第1号

平成17年12月28日規則第48号

平成18年1月31日規則第2号

平成20年12月25日規則第41号

長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年長野市条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野市勤労青少年福祉施設（以下「福祉施設」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(登録証)

第2条 指定管理者は、条例第8条第1号に規定する者から長野市勤労青少年福祉施設利用届（別記様式）の提出があつたときは、長野市勤労青少年福祉施設利用登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(利用許可の申請)

第3条 条例第9条に規定する福祉施設の和室、講習室、料理実習室又は体育館（以下「和室等」という。）の許可を受けようとする者は、利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、前条の登録証の交付を受けた者は、当該登録証を提示するものとする。

(長野市施設案内予約システムによる利用許可の申請等)

第4条 前条の規定にかかわらず、和室等を利用しようとする者は、長野市施設案内予約システム

を通じて和室等の利用許可の申請をすることができる。

2 前項の規定により和室等の利用許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、長野市施設案内予約システムに係る市の登録を受けなければならない。

3 長野市施設案内予約システムに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(利用許可書の交付)

第5条 指定管理者は、条例第9条に規定する許可をしたときは、利用許可書を交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次の事項を遵守し、秩序を保持しなければならない。

- (1) 他の利用者の妨害又は迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 福祉施設の備品等を損傷しないこと。
- (3) 火災予防に注意すること。
- (4) 利用後は清掃し、施設、設備等を原状に復すること。
- (5) その他指定管理者の指示に従うこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月25日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日規則第5号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月30日規則第11号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月28日規則第16号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月30日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月30日規則第21号)

この規則は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日規則第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年5月1日から施行する。（後略）

附 則（平成7年6月30日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則（平成12年3月30日規則第1号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日規則第48号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月31日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年2月1日から施行し、同年4月分以後の福祉施設に係る申込みについて適用する。ただし、附則第2項の規定は、同年4月1日から施行する。

（長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年長野市規則第48号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成20年12月25日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定により交付を受けた長野市勤労青少年福祉施設使用証を有する者（長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年長野市条例第28号）第8条第1号に規定する者に

限る。)は、市長が別に定めるところにより、当該使用証と引換えにこの規則による改正後の長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条に規定する長野市勤労青少年福祉施設利用登録証の交付を受けることができる。

別記様式 (第2条関係)

長野市勤労青少年福祉施設利用届					
					年 月 日
指定管理者		様			
住 所	氏 名	生年月日	男 女 別	備 考	受付番号

証 明 書

上記の者は当社（店）の従業員であることを証明する。

所在地

勤務先 (電話 局 番)

代表者

③長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例

昭和59年3月30日長野市条例第15号

改正

昭和60年3月30日条例第6号

昭和62年3月30日条例第11号

平成元年3月30日条例第30号

平成7年3月30日条例第9号

平成9年3月27日条例第29号

平成11年8月30日条例第44号

平成17年12月28日条例第65号

平成19年3月29日条例第17号

平成20年12月25日条例第62号

平成26年3月28日条例第11号

平成31年3月29日条例第10号

長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市中高年齢労働者福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 中高年齢労働者の雇用の促進及び福祉の向上を図るため、センターを長野市若里六丁目7番1号に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの利用の許可に関する業務

(2) 次に掲げる中高年齢労働者の雇用の促進及び福祉の増進に関する業務

ア 職業講習、職業相談及び職業情報の提供に関すること。

イ 心身の健康保持並びに教養、趣味及びレクリエーションに関すること。

ウ その他雇用の促進及び福祉の向上に関すること。

(3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) センターの効用を増加させる自主事業に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が定める業務

第5条 削除

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分まで（日曜日にあつては、午前9時から午後5時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更することができる。

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用者の範囲)

第8条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 市内に居住し、又は市内の事業所に勤務するおおむね45歳以上の者

(2) 中高年齢労働者の雇用の促進又は福祉の増進を目的とする活動を行う者

(3) その他市長が特に認める者

(利用の許可)

第9条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、必要な条件を付けることができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他指定管理者が必要と認めるとき。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の許可を取り消し、

利用の停止を命じ、若しくはその条件を変更し、又は退館若しくは退室を命じ、若しくはその他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の申請に偽りがあつたとき。
- (3) 利用の条件に違反したとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 前項の規定による許可の取消し、利用の停止命令若しくは利用の条件の変更又は退館若しくは退室命令若しくはその他必要な措置により、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金等)

第11条 第9条第1項に規定する利用の許可を受けた者は、別表に定めるセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を、指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

2 センターが開設する教養娯楽講座及びトレーニング教室の受講者は、次の各号に定めるところにより受講料を指定管理者に支払わなければならない。

- (1) 教養娯楽講座 1講座につき1回315円
- (2) トレーニング教室 1講座につき1回315円

3 市長は、利用料金及び受講料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、市長の定める基準により、利用料金若しくは受講料を割り引き、若しくは無料とし、又は利用料金若しくは受講料の全部若しくは一部を返還することができる。

(賠償責任)

第12条 故意又は過失によりセンターの施設等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、第三者に損害を及ぼした者は、その責めを負わなければならない。

(原状回復)

第13条 利用者は、センターの利用が終了したとき又は利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日条例第11号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の（中略）長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例（中略）の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料（中略）を納付している者は、改正後の（中略）長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例（中略）の規定に基づく使用料（中略）を納付したものとみなす。

附 則（平成7年3月30日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の（中略）長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の講座に係る受講料から適用し、同日前の講座に係る受講料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月27日条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の（中略）長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例（中略）の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、改正後の（中略）長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例（中略）の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附 則（平成11年8月30日条例第44号）

この条例は、平成11年10月12日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第65号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（指定管理者制度の導入に伴う経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長が行った使用の許可又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対して行っている使用の許可の申請は、改正後の長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例の相当規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行った使用の許可又は指定管理者に対して行った使用の許可の申請とみなす。

附 則（平成19年3月29日条例第17号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第62号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行った使用の許可その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により指定管理者に対して行っている使用の許可の申請その他の行為は、この条例による改正後の長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例の相当規定により指定管理者が行った利用の許可その他の行為又は指定管理者に対して行った利用の許可の申請その他の行為とみなす。

附 則（平成26年3月28日条例第11号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長又は上下水道事業管理者が別に定める。

別表 (第11条関係)

区分	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時30分
	円	円	円
大会議室	1,300	1,300	1,840
中会議室	640	640	960
小会議室	540	540	720
第1和室			
第2和室	540	540	720
第3和室			
体育館	1,670	1,670	2,610
トレーニング室			円
個人			310
回数券 (11回券)			3,300
団体 (10人以上) 1人につき			210

備考 冷暖房料及びシャワーは、実費を徴収する。

④長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

昭和59年3月30日長野市規則第10号

改正

平成2年3月30日規則第21号

平成5年3月30日規則第4号

平成7年6月30日規則第29号

平成17年12月28日規則第50号

平成18年1月31日規則第3号

平成19年3月5日規則第5号

平成20年12月25日規則第42号

長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年長野市条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野市中高年齢労働者福祉センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 センターを利用しようとする者は、利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(長野市施設案内予約システムによる利用許可の申請等)

第3条 前条の規定にかかわらず、センターを利用しようとする者は、長野市施設案内予約システムを通じてセンターの利用の許可の申請をすることができる。

2 前項の規定によりセンターの利用の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、市の登録を受けなければならない。

3 長野市施設案内予約システムに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(利用許可書の交付)

第4条 指定管理者は、条例第9条に規定する許可をしたときは、利用許可書を交付するものとする。

(秩序の保持)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、指定管理者の指示に従い、秩序を保持しなければならない。

- (1) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (2) 施設等を大切に利用すること。
- (3) 利用を許可された部屋以外には、みだりに出入りしないこと。
- (4) 利用後は清掃し、施設等を原状に復すること。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月30日規則第21号)

この規則は、平成2年5月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月30日規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年5月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成7年6月30日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則 (平成17年12月28日規則第50号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月31日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月1日から施行し、同年4月分以後のセンターに係る申請について適用する。ただし、附則第2項の規定は、同年4月1日から施行する。

(長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 長野市中高年齢労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成17年長野市規則第50号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成19年3月5日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日規則第42号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(7) 雇用

① 長野市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、中小企業者が退職金共済契約に基づいて支払った掛金の一部を予算の範囲内で補助することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 共済契約 法第45条に規定する勤労者退職金共済機構が実施する一般の中小企業退職金共済業務による退職金共済契約又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条に規定する特定退職金共済団体の実施する退職金共済業務による退職金共済契約をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付を受けることのできる中小企業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 初めて共済契約の申込みをした者。ただし、税制適格退職年金制度から移行する者を除く。
- (3) 市税を滞納していない者

(補助金の対象経費及び補助率)

第4 補助金の対象となる掛金は、第3に規定する中小企業者が共済契約の効力が生じた日の属する月から起算して4月を経過する月から15月を経過する月までの各月分として納付した掛金とする。

2 補助率は、前項の掛金の100分の20以内とする。ただし、従業員1人につき月額1,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共済掛金内訳書
- (2) 掛金が納付済みであることを確認できるもの
- (3) 退職金共済手帳又は被共済者証の写し

3 前2項に規定する書類の提出期限は、毎年3月31日とする。

(補助金の交付請求)

第6 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市中小企業退職金共済掛金補助金交付請求書（様式第2号）によるものとする。

（補則）

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成14年7月10日告示第296号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月30日告示第150号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の長野市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱の規定による中小企業退職金共済掛金補助金の交付決定を受けている者に対する補助金の交付については、改正後の長野市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

長野市中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書（実績報告書）

年 月 日

（宛先）長野市長

〒

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度において、中小企業退職金共済掛金を下記のとおり実施したので、
報告します。ついては、補助金 円を交付してください。

記

- 1 退職金共済制度の種類（中小企業退職金共済・特定退職金共済）
- 2 関係書類
 - (1) 共済掛金内訳書
 - (2) 退職金共済手帳又は被共済者証の写し

同 意 書

年 月 日

長野市長 様

長野市中小企業退職金共済掛金補助金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所

氏 名

Ⓜ

様式第2号（第6関係）

長野市中小企業退職金共済掛金補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた
年度補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 交付決定額 円
2 請求額 円
3 送金先

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協	支店 所
口座の種類	当 座	普通預金
(フリガナ)		
口座名義		
口座番号		

長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、厚生労働省が実施するトライアル雇用事業（雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第62条第1項第6号に規定する事業で、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「省令」という。）第109条の規定によりトライアル雇用助成金を支給するものをいう。以下「雇用事業」という。）に基づき試行的に雇用した者を引き続き常用雇用者として雇用する事業者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象労働者 市内に居住する安定した職業に就くことが困難な求職者で、雇用事業開始時において次のア又はイのいずれかに該当したものをいう。

ア 省令第110条の3第2項第1号イに掲げる者（イに掲げる者を除く。）

イ 省令第110条の3第3項第1号に掲げる障害者

(2) 常用雇用 期間の定めのない労働契約（1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、30時間数未満である労働契約を除く。）による雇用をいう。

(3) 常用雇用者 前号に規定する雇用をされている労働者で、法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者であるものをいう。

(交付対象者)

第3 奨励金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有する事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 雇用事業に基づき試行的に雇用した対象労働者を引き続き常用雇用者として雇用し、当該常用雇用を開始した日から12月以上雇用していること。

(2) 前号の常用雇用につき、第6に規定する事業の認定の通知を受けていること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(奨励金の額等)

第4 奨励金の額は、対象労働者1人につき6万円とする。

(事業の認定申請)

第5 奨励金の交付対象となる事業の認定を受けようとする者は、長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金事業認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて当該常用雇用を開始した日から2月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 雇用事業を実施したことを証する書類の写し

(2) 労働契約書、任用通知書その他これらに類する書類の写し

- (3) 雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業の認定)

第6 市長は、第5の申請書を受理したときは、内容を審査し、奨励金の交付対象となる事業と認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付申請等)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付申請書(様式第2号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3第1号に規定する要件を満たすことを証する書類
- (2) 市税の納付確認に関する同意書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、第3第1号に該当するに至った日から30日以内とする。

(奨励金の交付請求)

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付請求書(様式第3号)によるものとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成15年8月26日長野市告示第473号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成15年度分の奨励金から適用する。

(雇用事業に関する特例)

2 第2第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「又はイのいずれか」とあるのは、「若しくはイのいずれか又は省令附則第15条の6第2項第1号イに掲げる者」とする。この場合において、様式第1号中「 トライアル雇用助成金」には、省令附則第15条の6第1項に規定する新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金を含むものとする。

附 則(平成18年3月28日長野市告示第135号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月13日長野市告示第281号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市特定求職者常用雇用促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に厚生労働省が実施するトライアル雇用事業を開始した事業者について適用し、施行日前に厚生労働省が実施するトライアル雇用事業を開始した事業者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年6月17日長野市告示第326号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年度分の奨励金から適用する。

附 則（平成24年6月26日長野市告示第 485号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年度分の奨励金から適用する。

附 則（平成25年8月7日長野市告示第 591号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年8月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に常用雇用される対象労働者に係る奨励金について適用し、施行日前に常用雇用された特定求職者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月1日長野市告示第 631号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年8月9日長野市告示第 129号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後に雇用事業を開始した事業者について適用し、同日前に雇用事業を開始した事業者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する様式用の紙は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則（令和5年1月23日長野市告示第21号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付要綱の規定は、令和4年7月1日以後に雇用事業を開始した事業者について適用し、同日前に雇用事業を開始した事業者については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金事業認定申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度において、長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金事業を下記のとおり実施したいので、認定してください。

記

1

氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
常用雇用開始日	
厚生労働省で実施した トライアル雇用の種類	<input type="checkbox"/> トライアル雇用助成金 <input type="checkbox"/> 障害者トライアル雇用助成金 <input type="checkbox"/> 障害者短時間トライアル雇用助成金

2 関係書類

- (1) トライアル雇用事業を実施したことを証する書類の写し
- (2) 雇用契約書、任用通知書その他これらに類する書類の写し
- (3) 雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7関係）

長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度において、長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金事業を下記のとおり実施したので、補助金を交付してください。

記

1

氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
常用雇用開始日	

2 関係書類

- (1) 第3第1号に規定する要件を満たすことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

同 意 書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住所

氏名

Ⓜ

様式第3号（第8関係）

長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた、 年
度長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確定額 円
2 請求額 円
3 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)											
	銀行・金庫 信組・農協	支店 支所 出張所										
	預金種別	口座番号 (右詰めで記入してください。)										
	普通・当座											
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)											
	記号	番号 (右詰めで記入してください。)										

③長野市子育て雇用安定奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、労働者の子育てと仕事との両立を支援する雇用制度等を新たに設けて実施した市内の中小企業者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則(昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金交付対象者及び額等)

第2 奨励金の交付の対象となる者は雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第116条第6項第1号イに規定する中小企業事業主に該当し、労働協約又は就業規則により設けた同号イに規定する原職等復帰措置に基づき同号イに規定する原職等に復帰した労働者が最初に生じたことにより、同項の育児休業等支援コース助成金の支給決定を受けた者(市内に住所を有する者に限る。)とし、奨励金の額は20万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者は、奨励金の交付の対象としない。

(奨励金の申請等)

第3 規則第3条に規定する申請書は、長野市子育て雇用安定奨励金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 育児休業等支援コース助成金の支給申請をしたことを証する書類の写し
- (2) 育児休業等支援コース助成金の支給決定を受けたことを証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、育児休業等支援コース助成金の支給決定を受けた日の翌日から60日以内又は当該支給決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(奨励金の交付請求書)

第4 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市子育て雇用安定奨励金交付請求書(様式第2号)によるものとする。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成20年10月30日長野市告示第528号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成20年度分の奨励金から適用する。

(申請書等の提出期限の特例)

2 告示の日前に受けた育児・介護雇用安定等助成金の支給決定又は第3第1項第4号の中小企業子育て支援助成金の支給決定に係る申請書等の提出期限については、第4第3項中「支給決定を受けた日の翌日」とあるのは、「告示の日の翌日」とする。

附 則（平成21年10月7日長野市告示第 541号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年11月16日長野市告示第 597号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成23年9月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正前の長野市子育て雇用安定奨励金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）第3第1項第1号の規定により交付の対象となる者に係る奨励金の支給については、平成24年度分までの奨励金に限り、なお従前の例による。この場合において、同号の規定の適用については、同号中「指定法人」とあるのは、「長野労働局」とする。
- 3 旧要綱第3第1項第4号の規定により交付の対象となる者に係る奨励金の支給については、平成25年度分までの奨励金に限り、なお従前の例による。
- 4 この要綱による改正後の長野市子育て雇用安定奨励金交付要綱第2第1項の規定の適用については、平成24年3月31日までの間に限り、同項第1号中「同項に規定する両立支援助成金」とあるのは「同項に規定する両立支援助成金又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第38条に規定する育児・介護雇用安定等助成金（以下「育児・介護雇用安定等助成金」という。）」と、同項第2号中「同号イに規定する中小企業両立支援助成金」とあるのは「同号イに規定する中小企業両立支援助成金又は育児・介護雇用安定等助成金」とする。

附 則（平成26年10月1日長野市告示第 630号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日長野市告示第 118号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年5月17日長野市告示第 237号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度分の奨励金から適用する。

附 則（令和3年5月13日長野市告示第 328号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年度分の奨励金から適用する。

様式第1号（第3関係）

長野市子育て雇用安定奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年度長野市子育て雇用安定奨励金を長野市子育て雇用安定奨励金交付要綱第3第1項の規定により、下記のとおり交付してください。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 関係書類
- (1) 育児休業等支援コース助成金の支給申請書の写し
 - (2) 育児休業等支援コース助成金の支給決定通知書等の写し

同 意 書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市子育て雇用安定奨励金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住所

氏名

印

様式第2号（第4関係）

長野市子育て雇用安定奨励金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた
年度長野市子育て雇用安定奨励金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確定額 円
2 請求額 円
3 送金先

金融機関	銀 行 信用金庫 店 農 協 所										
口座の種類	当 座 普通預金										
(フリガナ)											
口座の名義											
口座番号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>										